

## 24 時間単位型自動車運転者保険

### 普通保険約款・特約

## CONTENTS 【もくじ】

---

I. 「重要事項のご説明」において「普通保険約款・特約」参照としている項目について	2
II. 適用される普通保険約款の条項・特約について	8
III. 「普通保険約款・特約」において「別に定める」こととしているもののお取扱いについて	9
IV. 普通保険約款 車両復旧費用条項における「付属品」について	9

### 24 時間単位型自動車運転者保険普通保険約款

ご契約に適用される保険約款と用語のご説明	11
第1章 事故により相手の方を死傷させた場合の補償 <対人賠償責任条項>	15
第2章 事故により相手のものを壊した場合の補償 <対物賠償責任条項>	23
第3章 事故によりご自身・乗車中の方が死傷された場合の補償 <自損傷害条項>	32
第4章 事故により借用自動車が壊した場合の補償 <車両復旧費用条項>	36
第5章 基本条項	41
対物超過修理費用特約	59
搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約	61
搭乗者傷害（入通院/一時金）特約	66
運搬・搬送費用特約	71
事故・故障付随費用特約	77
通信販売特約	84
保険料携帯電話料金合算払特約	86
保険料払込取扱票・請求書払特約	88
書面省略（変更届出書）特約	89
危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約	90
対航空機「対物賠償」限度額（10億円）特約	91
ロードアシスタンスサービスご利用規約	92

## I. 「重要事項のご説明」において「普通保険約款・特約」参照 としている項目について

契約のお申込み時に同意していただいた「重要事項のご説明」において、詳細は「普通保険約款・特約」に記載することとしていた項目について、以下のとおりご説明します。

### 1. 対物賠償責任保険の保険金額制限について

株式会社 IDOMが運営するアプリ内の「保険の内容について」画面に記載された保険金額が無制限であっても、次の①または②のいずれかの事故については、保険金のお支払額は10億円が限度となりますので、ご注意ください。

①借りたお車に業務<sup>(※1)</sup>として危険物<sup>(※2)</sup>を積載、または借りたお車が業務<sup>(※1)</sup>として危険物<sup>(※2)</sup>を積載した車を牽引する場合で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故

②航空機との対物事故

(※1) 家事を除きます。

(※2) 「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス・火薬類・危険物、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第2条に定める可燃物、「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物・劇物をいいます。[例] ガソリン、灯油、軽油、重油

### 2. ロードアシスタンスサービスについて

#### ① レッカー現場急行サポート【24時間365日】

借りたお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出勤業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送<sup>けん</sup>や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います。なお、これらにかかる費用は「運搬・搬送費用特約」で保険金額を限度に補償します。

(注1) スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。

(注2) 天災等によりサービスのご提供ができない場合がありますのでご注意ください。

#### 【初期対応コンシェルジュサービス】

レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に、ご希望により、以下のサービスをご提供します。

- 移動・宿泊安心サポート(公共交通機関のご案内・ホテル等の宿泊施設のご案内)
- 夜間休日医療機関情報のご提供
- 修理工場のご紹介
- ご家族へのご伝言

#### ② クイック修理サービス【24時間365日】

借りたお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。

- バッテリー上がり(ジャンピング等)
- タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)

- ガス欠<sup>(※)</sup>
- キーの閉じ込み、盗難または紛失（ドアの開錠）
- その他（30分以内の現場での応急作業）

（※）外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。

（注1）バッテリー上がり・ガス欠は、利用対象者が過去1年間にそれぞれ1回利用している場合は、サービスのご提供を行いません。

（注2）自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。

（注3）セキュリティ装置付き車両等の開錠は対象となりません。

- ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター（0120-504-638）に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送等の費用は、運搬・搬送費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の取扱代理店または当社へご連絡ください。
- ロードアシスタンスサービスは、当社の提携会社である（株）安心ダイヤルがご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細は、「ロードアシスタンスサービスご利用規約（24時間単位型自動車運転者保険用）」でご確認ください。

### 3.事故が起こった場合の手続きについて

#### 1 万一、事故が起こったら・・・

- （1）負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。
- （2）警察署への届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出していただくようお願いいたします。
- （3）相手の方がいる場合は、その方の『住所』『氏名』『電話番号』等の連絡先をご確認ください。
- （4）事故の目撃者がいる場合は、その方の『住所』『氏名』『電話番号』等の連絡先をご確認ください。
- （5）相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず事前に当社にご相談ください。
- （6）①事故が起こった時は、ただちに次の事項を『**あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター**』までご連絡ください。

ア.事故発生の日時

イ.事故発生の場所

ウ.事故の概要

【あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター】0120-504-638（無料）

※受付時間：24時間365日

※IP電話からは**0276-90-8092**（有料）におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

②あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターに連絡していただいた後、次のア～エ.に該当する事項が判明した場合には、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。

ア.事故の状況

イ.相手の方の住所、氏名、電話番号

ウ.目撃者がいる場合は、その方の住所、氏名、電話番号

エ.損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(注) ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

## ②必ず当社にご相談ください

次の場合は事前に当社にご相談ください。

(1) 事故にあったお車を修理する場合

修理に着手する前に必ず当社の承認を得てください。当社が承認する前に修理に着手した場合、または部品（バンパー等）の損傷等で補修可能な場合に部品交換による修理をした場合には、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

(2) 相手の方と示談する場合

相手の方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず当社の承認を得てください。当社が承認する前に保険契約者（被保険者）ご自身で相手の方と示談をした場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いします。

(3) 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合

必ず当社にご連絡のうえご相談ください。ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

## ③交通事故証明書を忘れずに

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただくことが必要になります。あらかじめご了承ください。

この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず警察署への届出を行ってください。

## ④相手の方には誠意をもって

「対人賠償事故」または「対物賠償事故」が発生した場合には、相手の方に対するお見舞、お詫び、死亡事故の場合の葬儀参列等、できる限り相手の方に対して誠意をつくすことが、円満な解決のためには何よりも必要です。

## ⑤事故の際の「過失相殺」について

事故の損害を相手の方と公平に分担するために、損害賠償額を算出する場合に、相手の方にも過

失があれば、その責任割合に応じて損害賠償額を減額することを「過失相殺」といいます。事故発生状況等に応じて過去の判例等を参考に「過失相殺」が適用されます。当事者間でこれと異なるお支払いの約束をした場合でも、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。

## ⑥ 保険金のご請求時に提出していただく書類等について

(1) 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行うときは、下表の書類等のうち当社が求めるものを提出していただく必要があります。

詳細につきましては、ご契約の取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注1) 提出していただく書類には「○」を付しています。「－」が付されている場合は、提出していただく必要はありません。

(注2) 特約に基づいて下表の補償項目以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、下表の書類の他、当社が求めるものを提出していただきます。

(注3) 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、下表の「対人賠償責任保険」または「対物賠償責任保険」に「○」を付した書類のうち当社が求めるものを提出していただきます。

(注4) 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類を提出していただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

補償項目	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	搭乗者傷害特約 ・ 自損傷害保険 ※	車両復旧費用保険
保険金請求に必要な書類				
保険金請求書	○	○	○	○
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類	○	○	○	○
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	○	－	○	－
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	○	－	○	－
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	○	－	○	－
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	○	○	－	－

被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	—	○	—	—
借りたお車の時価額を確認できる書類、被害物の写真・画像データ、借りたお車を修理または代替自動車を購入し被保険者がその費用を負担した事実および修理費・代替自動車の購入費用の額を確認できる客観的書類	—	—	—	○
上記の他、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	○	○	—	—
被保険者が負担した費用の額を示す書類	○	○	—	○
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	○	○	○	○
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	○	—	○	—
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類	○	—	—	—
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する方の承諾があったことを示す書類	○	○	○	○
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	○	○	○	○
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	○	○	—	○
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	○	○	○	○
事故発生の日時、場所および状況等を当社にご通知いただく書類	○	○	○	○
当社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかわる同意書	○	○	○	○
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	○	○	—	○

(※) 「搭乗者傷害特約」とは、搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約をいいます。

(2) 当社は、保険金請求に必要な書類<sup>(※1)</sup>を提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(※2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。

ただし、必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに照会または調査等を終え、保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者、保険金を受け取るべき方または損害賠償請求権者に通知します。

(※1) 保険金請求に必要な書類は、前表をご覧ください。重度の後遺障害により被保険者等が保険金等を請求できず、代理人が請求する場合は、被保険者等が保険金等を請求できない事情を示す書類を提出していただきます。

(※2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保

険金の算出、ご契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

- (3) 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細につきましては、普通保険約款・特約でご確認ください。
- (4) 保険期間中に保険金をお支払いする事故が複数回あっても、保険金額は減額されません。

## 7 自賠責保険等との一括払

対人賠償事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者がこの保険の保険金と自賠責保険金等（既に支払われた保険金を除きます）とを同時に請求した場合には、当社は一括してお支払いします。この場合、自賠責保険等を他の保険会社等で契約しているときでも、当社はその自賠責保険金等を立替えて一括払を行います。

## 8 賠償事故の解決のために当社が行う手続き・援助

賠償事故の場合、被保険者と相手の方との示談交渉の進め方やその内容についてのご相談、示談書の作成についての援助等、事故解決のためのお手伝いをします。また、被保険者のお申し出があり、かつ、相手の方の同意が得られれば、当社は、原則として被保険者のために示談交渉を行います。

この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります（対物賠償事故の場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたる場合があります）。

ただし、被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒んだ場合・被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合・損害賠償額が明らかに自賠責保険等の支払金額内でおさまる場合・損害賠償額が明らかに保険金額を超える場合等には、当社による示談交渉はできません。

## 9 自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合には、当社の全国営業・サービス網の他、次の中立の第三者機関が設置されており、無料でご相談等に対応していますので、あわせてご利用ください。（平成31年3月31日現在）

- (1) そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022-808（ナビダイヤル/全国共通・通話料有料）

※受付時間：平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>



## (2) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

交通事故に精通した弁護士が、自動車事故に関する電話相談を無料で行っています。可能な相談時間は、お一人さま10分程度です。電話での回答が困難な内容（損害賠償額の算定や責任割合の判断等）の場合は、面接での相談になります。

### 【公益財団法人 日弁連交通事故相談センター】

0570-078325（ナビダイヤル/通話料有料）

※受付時間：平日10:00～15:30（土日・祝日および年末年始を除きます）

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-3581-1770におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

また、一部の相談所では、示談の斡旋を無料で行っています。面接相談所や示談斡旋相談所等、詳細は、公益財団法人 日弁連交通事故相談センターのホームページをご覧ください。<http://www.n-tacc.or.jp/>

## (3) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、自動車事故に伴う損害賠償の紛争に関する法律相談、和解の斡旋および審査を無料で行っています。詳細は、公益財団法人 交通事故紛争処理センターのホームページをご覧ください。

<http://www.jcstad.or.jp/>

## Ⅱ.適用される普通保険約款の条項・特約について

ご契約に適用される普通保険約款の条項・特約は以下のとおりです。

適用される普通保険約款の条項・特約
第1章 対人賠償責任条項
第2章 対物賠償責任条項
対物超過修理費用特約
第3章 自損傷害条項
搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約
搭乗者傷害（入通院/一時金）特約
第4章 車両復旧費用条項
運搬・搬送費用特約
事故・故障付随費用特約
通信販売特約
保険料払込取扱票・請求書払特約

書面省略（変更届出書）特約
危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約
対航空機「対物賠償」限度額（10億円）特約

### Ⅲ. 「普通保険約款・特約」において「別に定める」こととしているもののお取扱いについて

普通保険約款・特約において、「別に定める」こととしている主なものについて、具体的なお取扱い例をご案内いたします。

普通保険約款・特約	具体的なお取扱い例		
普通保険約款「用語のご説明」 <b>用途車種</b> 登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は <u>当社が定める区分表</u> によるものとします。 （注）登録番号標、車両番号標または標識番号標をいいます。	登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき、用途車種の分類を一覧にしたもので、例えば次のような区分としています。		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">登録番号標の分類番号が3・30～39・300～399・30A～39Z・3A0～3Z9 および3AA～3ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字のお車</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">自家用普通乗用車</td> </tr> </table>	登録番号標の分類番号が3・30～39・300～399・30A～39Z・3A0～3Z9 および3AA～3ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字のお車	自家用普通乗用車
	登録番号標の分類番号が3・30～39・300～399・30A～39Z・3A0～3Z9 および3AA～3ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字のお車	自家用普通乗用車	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">登録番号標の分類番号が5・50～59・500～599・50A～59Z・5A0～5Z9 および5AA～5ZZ、7・70～79・700～799、70A～79Z・7A0～7Z9 および7AA～7ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字のお車</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">自家用小型乗用車</td> </tr> </table>	登録番号標の分類番号が5・50～59・500～599・50A～59Z・5A0～5Z9 および5AA～5ZZ、7・70～79・700～799、70A～79Z・7A0～7Z9 および7AA～7ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字のお車	自家用小型乗用車	
登録番号標の分類番号が5・50～59・500～599・50A～59Z・5A0～5Z9 および5AA～5ZZ、7・70～79・700～799、70A～79Z・7A0～7Z9 および7AA～7ZZ、登録番号標の塗色が白地に緑文字のお車	自家用小型乗用車		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">車両番号標の分類番号が5・50～59・500～599・700～799、車両番号標の塗色が黄地に黒文字のお車</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">自家用軽四輪乗用車</td> </tr> </table>	車両番号標の分類番号が5・50～59・500～599・700～799、車両番号標の塗色が黄地に黒文字のお車	自家用軽四輪乗用車
車両番号標の分類番号が5・50～59・500～599・700～799、車両番号標の塗色が黄地に黒文字のお車	自家用軽四輪乗用車		

### Ⅳ. 普通保険約款 車両復旧費用条項における「付属品」について

付属品とは、借りたお車に定着（注1）または装備（注2）されている物、および法令等（注3）に従い借りたお車に備え付けられている物をいいます。（注4）

○ 付属品として取扱う物の例示

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定着されているカーステレオ、カーエアコン、カーナビゲーションシステム 等</li> </ul>
--

- 装備されているスペアタイヤ1本（正規の格納装置に格納されている場合は、その本数）、標準工具 等
- 法令等により備え付けられている消火器、座席ベルト 等
- オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液 等

（注1）ボルト、ナット、ネジ等で固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。なお、車室内でのみ使用することを目的として、借りたお車に固定されているカーナビゲーションシステムやETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます）等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。

（注2）自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。

（注3）法律、命令、規則、条例等をいいます。

（注4）借りたお車に定着または装備されているものであっても、以下に規定するものは付属品とはなりません。

①ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）等の燃料

②ボデーカバー、洗車用品

③法令等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物

エアースポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備、運輸支局の許可を得たものを除きます）等

④通常装飾品とみなされる物

マスコット類、クッション、花ビン、膝掛等

⑤ 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます）

## 24 時間単位型自動車運転者保険普通保険約款

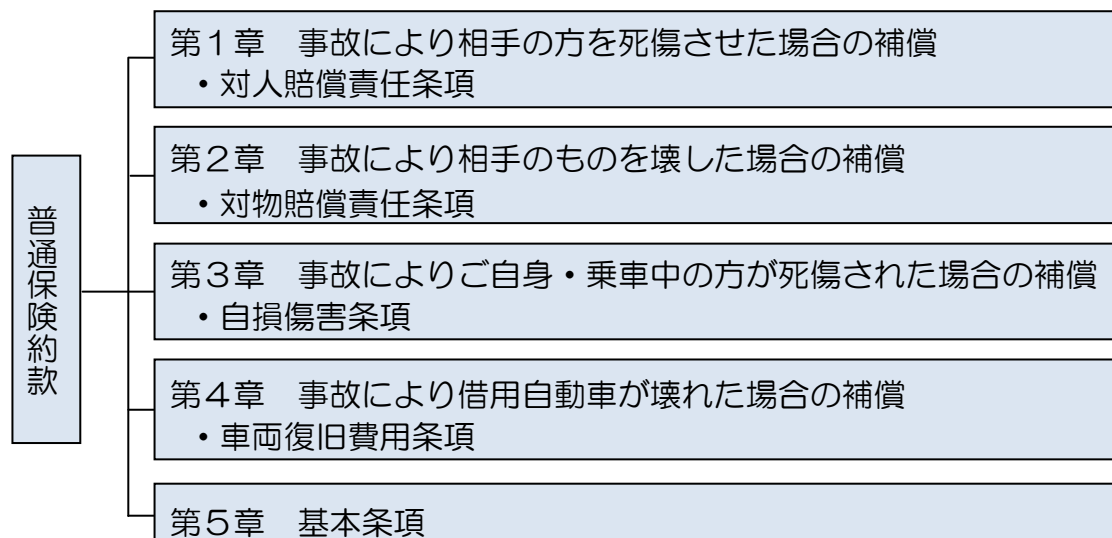
### ご契約に適用される保険約款と用語のご説明

1) ご契約の内容は、保険約款に記載されています。当社は、保険約款に基づいて、保険金を支払います。

- (1) 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
- (2) 普通保険約款と特約の記載事項の内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
- (3) 普通保険約款か特約かを問わず、保険約款に記載されている「保険金をお支払いできない場合」に該当するときには、当社は、保険金を支払いません。  
ただし、「保険金をお支払いできない場合」を特に適用しないと規定が保険約款に記載されている場合は、その規定に従います。

2) ご契約には、普通保険約款として、事故態様別に第1章から第4章に区分して掲げる各補償条項のうち、保険証券にご契約の対象である旨記載された補償条項と、これらの補償条項に共通して適用される第5章基本条項が適用され、当社は、その限度で保険責任を有します。

(1) ご契約に適用される普通保険約款は、下表のように構成されています。



(2) 第1章から第4章に掲げる各補償条項には、次の事項を記載しています。

- ① 当社が保険金をお支払いする場合
- ② 当社が保険金をお支払いできない場合
- ③ その他各補償条項に固有な事項

(3) 第5章基本条項には、ご契約の基本事項として、次の事項を記載しています。

- ① 補償される期間と地域および保険料の払込方法
- ② ご契約時の手続き事項（ご契約時に告知いただく事項）
- ③ ご契約後に通知いただく事項
- ④ 借用自動車の変更

- ⑤ ご契約の無効、取消し、解約および解除
- ⑥ 保険料の精算等
- ⑦ 事故が起こった場合に行っていただく事項
- ⑧ 他の保険契約等がある場合の取扱い
- ⑨ 保険金のご請求時に行っていただく事項
- ⑩ 保険金のお支払い
- ⑪ その他の事項

(4) ご契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、本約款において共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。

<この保険約款全般に共通する用語のご説明-共通定義>

(50 音順)

	用語	ご説明
い	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
	医師	法令に定める医師および歯科医師をいいます。
か	解除	当社からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
き	記名被保険者	運転免許を有する者で、保険契約者の指定に基づき保険証券の「記名被保険者」欄に記載されている者をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	借用自動車が他の自動車や電柱に衝突した場合や崖から転落した場合等、被保険者の身体からみて、外部からの作用による突発的で予知できない事故のことをいいます。
	競技、曲技	「競技」とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習も含まれます。 「曲技」とは、サーカス、カースタント・アクロバット等をいい、これらのための練習も含まれます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
し	始期日時	保険証券記載の保険期間の始まる日時をいいます。
	指定被保険者	保険証券記載の指定被保険者をいいます。
	自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」に該当するものをいいます。

	借用自動車	<p>記名被保険者および指定被保険者がいずれもその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であり、保険証券記載の自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。</p> <p>① 次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注 i）</p> <p>ア. 記名被保険者またはその配偶者</p> <p>イ. 指定被保険者またはその配偶者。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限りです。</p> <p>ウ. 記名被保険者が役員（注 ii）となっている法人</p> <p>エ. 指定被保険者が役員となっている法人。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限りです。</p> <p>② レンタカー（注 iii）</p> <p>（注 i）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みません。</p> <p>（注 ii）理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下エ. においても同様とします。</p> <p>（注 iii）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条（有償貸渡し）第 1 項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。</p>
	傷害	<p>身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。</p> <p>① 細菌性食中毒</p> <p>② ウイルス性食中毒</p> <p>③ 日射、熱射または精神的衝動による障害</p> <p>④ 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。</p>
	所有権留保条項付売買契約	<p>顧客に自動車その他の物品を販売する際に、自動車販売店や金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車その他の物品の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ売買契約をいいます。</p>
た	台風、洪水、高潮	<p>基本的には以下の気象学上の定義によりますが、具体的には気象庁の発表に基づくこととします。</p> <p>① 「台風」とは、熱帯性低気圧の一種で中心の最大風速が毎秒 17.2</p>

		<p>メートル以上のものをいいます。</p> <p>② 「洪水」とは、河川湖沼の本来の領域を超えて氾濫したもので、浸水の範囲がある一定の異常な規模に達したものをいいます。したがって、集中豪雨などによる窪地への溜水、下水溝よりの水のあふれ、小川の小規模な氾濫などは洪水にあたりません。</p> <p>③ 「高潮」とは、台風や強い低気圧の来襲に伴い海水面が異常に高くなり、海水が陸地に侵入してくることをいいます。</p>
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
と	同居の親族	<p>同一家屋に居住する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>なお、ここにいう「同居」とは、同一家屋内に居住していれば足り、同一生計や扶養関係は問わないものとします。</p> <p>(注 i) 「同一家屋」には、同一敷地内の家屋に付属する離れ・勉強部屋等の別棟建物であって、独立した生活用設備を持たないものを含みます。</p> <p>(注 ii) マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず「別居」として取扱います。</p> <p>(注 iii) 短期間の出稼ぎ等一時的別居は「同居」として取扱い、単身赴任は「別居」として取扱い。</p> <p>(注 iv) 就学等のために同一家屋内に居住していない子は、「別居」として取扱い。</p>
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	<p>この保険約款にいう配偶者には、内縁（法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻）を含みます。</p> <p>(注) 基本条項第 16 条 [保険金のご請求] (4) のほか、「戸籍上の配偶者」と記載されている、保険金または損害賠償額の代理請求の規定の適用においては、内縁は対象となりません。</p>
ふ	普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
ほ	法令により定められた運転資格を持たない場合	<p>例えば、次の者が自動車を運転している状態をいいます。</p> <p>① 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等法令に定められた運転免許を持たない者</p> <p>② 運転免許効力の一時停止処分を受けている者</p>

		③ 運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している者 (注) 免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または免許証不携帯中の者は、運転免許を持たない場合には該当しません。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
ほ	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類(注)をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類(注)を含みます。 (注) 電子媒体によるものを含みます。
ま	満期日時	保険証券記載の保険期間の終了する日時をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
よ	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注) 登録番号標、車両番号標または標識番号標をいいます。

## 第1章 事故により相手の方を死傷させた場合の補償

### 対人賠償責任条項

#### <用語のご説明一定義>

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

#### (1) 死傷

人の生命または身体(注)を害することをいいます。なお、身体に対する侵害を伴わない単なる「驚愕」等の精神的侵害は含みません。

(注) 身体と同時に被害を受けた場合の、義歯、義眼、近視矯正用眼鏡・コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖その他身体に密着し、身体の機能を補完するための用具は、身体の一部とみなします。

#### (2) 法律上の損害賠償責任



自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）、民法（明治 29 年法律第 89 号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

(3) **自賠責保険等**

自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

(4) **損害賠償請求権者**

対人事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者をいい、対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人等をいいます。

(5) **被害者**

対人事故により生命または身体を害された被保険者以外の者をいいます。

(6) **対人保険金額**

当社が支払う対人賠償保険金の限度額であって、保険証券記載の対人保険金額をいいます。

## 1. 保険金をお支払いする場合

### 第1条 [保険金をお支払いする場合]

- (1) 当社は、被保険者が借用自動車の運転に起因して他人を死傷させたこと（以下この条項において「対人事故」といいます。）により、被保険者が**法律上の損害賠償責任**を負担することによって被る損害に対して、この条項および基本条項に従い、対人賠償保険金を支払います。
- (2) 当社は、1回の対人事故による本条(1)の損害に対しては、**自賠責保険等**によって支払われる金額がある場合には、損害の額が**自賠責保険等**によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ対人賠償保険金を支払います。

### 第2条 [補償の対象となる方—被保険者]

この条項における被保険者は、借用自動車を運転している次の①または②のいずれかに該当する者としてします。

- ① 記名被保険者
- ② 指定被保険者

## 2. 保険金をお支払いできない場合

### 第3条 [保険金をお支払いできない場合]

- (1) 当社は、次の①から⑧のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者、記名被保険者、指定被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 台風、洪水または高潮
  - ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この⑤において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑥ 上記⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑦ 上記②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑧ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合は、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- (3) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- ① 被保険者の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車(注)を運転している場合
  - ② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合
- (注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (4) 当社は、対人事故により次の①または②のいずれかに該当する者が死傷した場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、対人賠償保険金を支払いません。
- ① 被保険者の父母、配偶者または子
  - ② 被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中の使用人

### 3. お支払いする保険金の計算

#### 第4条 [お支払いする保険金の計算]

- (1) 1回の対人事故につき当社の支払う対人賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、被害者1名につき、それぞれ対人保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{対人賠償保険金の額}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償} \\ \text{請求権者に対して負} \\ \text{担する法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{第5条} \\ \text{[費用]①} \\ \text{から③ま} \\ \text{での費用} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{自賠償保険等} \\ \text{によって支払} \\ \text{われる金額} \end{array}}$$

- (2) 当社は、本条(1)に定める対人賠償保険金の額のほかに、対人保険金額を超過しても、次の①および②の額の合計額を対人賠償保険金として支払います。
- ① 第5条④および⑤の費用
  - ② 第7条 [当社による解決] (1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

#### 第5条 [費用]

保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑤までの費用は、これを損害の一部とみな

します。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第14条〔事故発生時の義務等〕(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	基本条項第14条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急措置費用	対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に <b>法律上の損害賠償責任</b> のないことが判明したときは、その手段を講じたことによつて要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条〔当社による解決〕(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

#### 4. 当社による協力・援助および解決

##### 第6条〔当社による協力または援助〕

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する**法律上の損害賠償責任**の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

##### 第7条〔当社による解決〕

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行います。

① 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合

② 当社が**損害賠償請求権者**から第8条〔**損害賠償請求権者**の直接請求権〕の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(2) 本条(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、対人保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合

### 5. 損害賠償請求権者の直接請求権

#### 第8条 [損害賠償請求権者の直接請求権]

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次の①から⑤のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対人賠償保険金の額（同一事故につき既に支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
  - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - ア. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）の破産または生死不明
    - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
  - ⑤ 本条(3)に定める損害賠償額が対人保険金額（同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を超えることが明らかになった場合
- (3) 第7条 [当社による解決] および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

$$\boxed{\text{損害賠償額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{自賠責保険等によって支払われる金額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}}$$

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の対人賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 対人事故により、本条(2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において、被保険者の被る損害に対して、当社が被保険

者に对人賠償保険金を支払ったものとみなします。

#### 第9条 [損害賠償額の請求および支払]

- (1) **損害賠償請求権者**が第8条 [損害賠償請求権者の直接請求権] の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2) **損害賠償請求権者**が損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、当社が相当の理由があるものと認めた場合は、②の交通事故証明書について、その提出を省略できます。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠
① 損害賠償額の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書(人の <b>死傷</b> を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。)
③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 被保険者が <b>損害賠償請求権者</b> に対して負担する <b>法律上の損害賠償責任</b> の額を示す示談書
⑦ その他当社が本条(7)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) **損害賠償請求権者**に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき**損害賠償請求権者**の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、**損害賠償請求権者**の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① **損害賠償請求権者**と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者(注 i)
- ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、**損害賠償請求権者**と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、上記①以外の戸籍上の配偶者(注 i) または上記②以外の3親等内の親族

(注 i) この(3)の規定の適用においては、内縁は対象となりません。

- (4) 本条(3)の規定による**損害賠償請求権者**の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、对人賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、**損害賠償請求権者**に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7) 当社は、第8条(2)①から⑤のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が本条(2)および(3)の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (8) 本条(7)の確認をするため、次表の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(7)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて同表に定める日数（注 ii）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① 本条(7)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 iii）	180日
② 本条(7)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(7)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(7)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条(7)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注 ii）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注 iii）弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みません。

(9) 本条(7)および(8)に掲げる必要な事項の確認に際し、**損害賠償請求権者**が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注iv)には、これにより確認が遅延した期間については、本条(7)または(8)の期間に算入しないものとします。

(注iv) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(10) 本条(7)から(9)までの規定による損害賠償額の支払は、**損害賠償請求権者**と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

#### 第10条 [損害賠償額請求権の行使期限]

第8条 [**損害賠償請求権者**の直接請求権]の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が**損害賠償請求権者**に対して負担する**法律上の損害賠償責任**の額について、被保険者と**損害賠償請求権者**との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② **損害賠償請求権者**の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

### 6. 仮払金および供託金の貸付け等

#### 第11条 [仮払金および供託金の貸付け等]

- (1) 第6条 [当社による協力または援助] または第7条 [当社による解決] (1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、**被害者**1名につき、**対人保険金額**(同一事故につき既に当社が支払った対人賠償保険金または第8条 [**損害賠償請求権者**の直接請求権]の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) 本条(1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(利息を含みます。以下この条において同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) 本条(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第4条 [お支払いする保険金の計算] (1)ただし書および第8条(2)ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った対人賠償保険金とみなして適用します。
- (4) 本条(1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、本条(1)の当社の名による供託金または貸付金(利息を含みます。)が対人賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第16条 [保険金のご請求]の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が対人賠償保険金として支払われたものとみなします。

### 7. その他

#### 第12条 [先取特権]

- (1) 対人事故にかかわる**損害賠償請求権者**は、被保険者の当社に対する保険金請求権(第5条 [費用]の費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。)につ

いて先取特権を有します。

- (2) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、対人賠償保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - ② 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、**損害賠償請求権者**に支払う場合
  - ③ 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をする前に、**損害賠償請求権者**が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、**損害賠償請求権者**に支払う場合
  - ④ 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に対して人賠償保険金を支払うことを**損害賠償請求権者**が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、**損害賠償請求権者**が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権は、**損害賠償請求権者**以外の第三者に譲り渡し、質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることができません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して対人賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第 13 条 [損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整]

**対人保険金額**が、第 12 条 [先取特権] (2)②または③の規定により**損害賠償請求権者**に対して支払われる対人賠償保険金と被保険者が第 5 条 [費用] の規定により当社に対して請求することができる対人賠償保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する対人賠償保険金の支払に先立って**損害賠償請求権者**に対する対人賠償保険金の支払を行うものとします。

## 第 2 章 事故により相手のものを壊した場合の補償

### 対物賠償責任条項

#### <用語のご説明一定義>

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) **損壊**

滅失、破損または汚損をいいます。滅失とは、財物とその物理的存在を失うことをいいます。破損とは、財物が壊れることをいいます。汚損とは、財物が汚れいたむことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。

(2) **法律上の損害賠償責任**

民法（明治 29 年法律第 89 号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

(3) **損害賠償請求権者**

対物事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者をいい、対物事故の被害財物



の所有者等をいいます。
(4) <b>対物保険金額</b> 当社が支払う対物賠償保険金の限度額であって、保険証券記載の対物保険金額をいいます。
(5) <b>免責金額</b> 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

## 1. 保険金をお支払いする場合

### 第1条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の財物を**損壊**させたこと（以下この条項において「対物事故」といいます。）により、被保険者が**法律上の損害賠償責任**を負担することによって被る損害に対して、この条項および基本条項に従い、対物賠償保険金を支払います。

### 第2条 [補償の対象となる方—被保険者]

この条項における被保険者は、借用自動車を運転している次の①または②のいずれかに該当する者としてします。

- ① 記名被保険者
- ② 指定被保険者

## 2. 保険金をお支払いできない場合

### 第3条 [保険金をお支払いできない場合]

(1) 当社は、次の①から⑧のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者、指定被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 台風、洪水または高潮
- ⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この⑤において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ 上記⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 上記②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合は、そ

の約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

(3) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車(注)を運転している場合

② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合

(注) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(4) 当社は、対物事故により被保険者またはその父母、配偶者もしくは子の所有、使用または管理する財物が損壊した場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、対物賠償保険金を支払いません。

### 3. お支払いする保険金の計算

#### 第4条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、対物保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\text{対物賠償}} & & & & & & \\
 \boxed{\text{保険金の}} & = & \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} & + & \boxed{\text{第5条 [費用]①から⑤までの費用}} & - & \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} & - & \boxed{\text{免責金額}} \\
 \boxed{\text{額}} & & & & & & & & \\
 \end{array}$$

(2) 当社は、本条(1)に定める対物賠償保険金の額のほかに、対物保険金額を超過しても、次の①および②の額の合計額を対物賠償保険金として支払います。

① 第5条⑥および⑦の費用

② 第7条 [当社による解決] (1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

#### 第5条 [費用]

保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑦までの費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 権利保全行使費用	基本条項第 14 条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急措置費用	対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の同意を得て支出した費用
④ 落下物取片づけ費用	偶然な事故によって借用自動車に積載していた動産(法令等で積載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当社の同意を得て支出した取片づけ費用
⑤ 原因者負担費用	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律(明治 32 年法律第 40 号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 58 条(原因者負担金)等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用
⑥ 示談交渉費用	対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第 7 条[当社による解決](2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
⑦ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

#### 4. 当社による協力・援助および解決

##### 第 6 条 [当社による協力または援助]

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

##### 第 7 条 [当社による解決]

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。以下この条において同様とします。)を行います。なお、この場合における折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続には、借用自動車に生じた損害について借用自動車の所有者および被保険者から相手方へ行う請求に関するものは含みません。

- ① 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件に合意している場合
  - ② 当社が損害賠償請求権者から第8条〔損害賠償請求権者の直接請求権〕の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) 本条(1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の対物事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、対物保険金額を明らかに超える場合
- ② 1回の対物事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、免責金額を明らかに下回る場合
- ③ 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ④ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合

### 5. 損害賠償請求権者の直接請求権

#### 第8条〔損害賠償請求権者の直接請求権〕

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額（同一事故につき既に支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべき被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - ア. 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）の破産または生死不明
    - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 第7条〔当社による解決〕および本条の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	次の①または②のいずれか高い額 ①被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 ②免責金額
			27	

- (4) **損害賠償請求権者**の損害賠償額の請求が被保険者の対物賠償保険金の請求と競合した場合は、当社は、**損害賠償請求権者**に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条(2)または(8)の規定に基づき当社が**損害賠償請求権者**に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において、その被保険者の被る損害に対して、当社が被保険者に対物賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する**法律上の損害賠償責任**の総額（同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が**対物保険金額**を超えると認められる時以後、**損害賠償請求権者**は、本条(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は、本条(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次の①から③のいずれかに該当する場合には、本条(6)の規定は適用しません。
- ① 本条(2)④に規定する事実があった場合
  - ② **損害賠償請求権者**が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人）とも折衝することができないと認められる場合
  - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての**損害賠償請求権者**と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (8) 本条(7)②または③に該当する場合は、本条(2)の規定にかかわらず、当社は、**損害賠償請求権者**に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額（同一事故につき既に支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

#### 第9条 [損害賠償額の請求および支払]

- (1) **損害賠償請求権者**が第8条 [ **損害賠償請求権者**の直接請求権 ] の規定により損害賠償額の支払を受けようとする場合、当社に対して損害賠償額の支払を請求しなければなりません。
- (2) **損害賠償請求権者**が損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、当社が相当の理由があるものと認めた場合は、②の交通事故証明書について、その提出を省略できます。

損害賠償額請求に必要な書類または証拠
① 損害賠償額の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の <b>損壊</b> を伴う事故のみに限ります。）
③ 被保険者が <b>損害賠償請求権者</b> に対して負担する <b>法律上の損害賠償責任</b> の額を示す示談書
④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 i）および被害が生じた物の写真（注 ii）
⑤ その他当社が本条(7)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注 i）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注 ii) 画像データを含みます。

(3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者（注 iii）

② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、上記①以外の戸籍上の配偶者（注 iii）または上記②以外の3親等内の親族

(注 iii) この(3)の規定の適用においては、内縁は対象となりません。

(4) 本条(3)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。

(5) 当社は、事故の内容、損害の程度等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合または本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(7) 当社は、第8条(2)①から④または同条(7)①から③のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が本条(2)および(3)の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(8) 本条(7)の確認をするため、次表の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な

場合には、本条(7)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて同表に定める日数(注iv)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① 本条(7)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注v)	180日
② 本条(7)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における本条(7)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 本条(7)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注iv) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注v) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(9) 本条(7)および(8)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注vi)には、これにより確認が遅延した期間については、本条(7)または(8)の期間に算入しないものとします。

(注vi) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(10) 本条(7)から(9)までの規定による損害賠償額の支払は、損害賠償請求権者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第10条 [損害賠償額請求権の行使期限]

第8条 [損害賠償請求権者の直接請求権] の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

## 6. 仮払金および供託金の貸付け等

### 第11条 [仮払金および供託金の貸付け等]

(1) 第6条 [当社による協力または援助] または第7条 [当社による解決] (1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、1回の対物事故につき、対物保険金額(同一事故につき既に当社が支払った対物賠償保険金または第8条 [損害賠償請求権者の直接請求権] の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、また

は供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

- (2) 本条(1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（利息を含みます。以下この条において同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとしてします。
- (3) 本条(1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第4条〔お支払いする保険金の計算〕(1)ただし書、第8条(2)ただし書および同条(8)ただし書の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った対物賠償保険金とみなして適用します。
- (4) 本条(1)の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、本条(1)の当社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が対物賠償保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第16条〔保険金のご請求〕の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が対物賠償保険金として支払われたものとみなします。

## 7. その他

### 第12条〔先取特権〕

- (1) 対物事故にかかわる**損害賠償請求権者**は、被保険者の当社に対する保険金請求権（第5条〔費用〕の費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する場合に、対物賠償保険金の支払を行うものとします。
  - ① 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - ② 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、**損害賠償請求権者**に支払う場合
  - ③ 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をする前に、**損害賠償請求権者**が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、**損害賠償請求権者**に支払う場合
  - ④ 被保険者が**損害賠償請求権者**に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に対物賠償保険金を支払うことを**損害賠償請求権者**が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、**損害賠償請求権者**が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権は、**損害賠償請求権者**以外の第三者に譲り渡し、質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることができません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して対物賠償保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

### 第13条〔**損害賠償請求権者**の権利と被保険者の権利の調整〕

**対物保険金額**が、第12条〔先取特権〕(2)②または③の規定により**損害賠償請求権者**に対して支払われる対物賠償保険金と被保険者が第5条〔費用〕の規定により当社に対して請求することができる対物賠償保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する対物賠償保険金の支払に先立って**損害賠償請求権者**に対する対物賠償保険金の支払を行うものとします。



## 第3章 事故によりご自身・乗車中の方が死傷された場合の補償

### 自損傷害条項

#### <用語のご説明一定義>

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

##### (1) 正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

##### (2) 治療日数

治療のために病院もしくは診療所に入院し、または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。

ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定している旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等装着に関する記載がなされている場合に限ります。

- ① 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）および脊柱
- ② 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- ④ 顎骨、顎関節。ただし、三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）および三内式シーネをいいます。以下この(2)において同様とします。

### 1. 保険金をお支払いする場合

#### 第1条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この条項および基本条項に従い、保険金請求権者に自損傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および医療保険金をいいます。以下この条項において同様とします。）を支払います。

- ① 借用自動車の運行に起因する事故
- ② 借用自動車の運行中の次の事故。ただし、被保険者が借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この条項において同様とします。）に搭乗中である場合に限ります。

- ア. 飛来中または落下中の他物との衝突
- イ. 火災または爆発
- ウ. 借用自動車の落下

## 第2条 [補償の対象となる方—被保険者]

- (1) この条項における被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。
- ① 借用自動車を運転中の記名被保険者
  - ② 借用自動車を運転中の指定被保険者
  - ③ 記名被保険者または指定被保険者が運転している借用自動車の**正規の乗車装置**またはその装置のある室内に搭乗中の者
- (2) この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 2. 保険金をお支払いできない場合

### 第3条 [保険金をお支払いできない場合]

- (1) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑤ 上記①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 i）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
  - ② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- (注 i) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(3) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 記名被保険者または指定被保険者が法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ③ 記名被保険者または指定被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ④ 記名被保険者または指定被保険者が、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ⑤ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（注 ii）によって生じた傷害

（注 ii）「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。

(4) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、自損傷害保険金を支払いません。

(5) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、りんぼせんえん 淋巴腺炎、はいけつしやう 敗血症、ほしやうふう 破傷風等)に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

### 3. お支払いする保険金の計算

#### 第4条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 当社は、被保険者が第1条 [保険金をお支払いする場合] の傷害を被り、その直接の結果として、次表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり自損傷害保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額	保険金請求権者
死亡保険金	死亡した場合	1,500 万円。 ただし、1 回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が 2 名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
後遺障害保険金	別表に掲げる後遺障害が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する、別表に定める金額	被保険者
介護費用保険金	次の①または②に該当する後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる	200 万円	被保険者

	<p>場合。ただし、別表の1の第1級または第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害を同時に被った場合を除きます。</p> <p>① 別表の2の第1級または第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害</p> <p>② 別表の2の第3級③または④に掲げる後遺障害</p>		
医療 保険金	治療を要した場合	<p>治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の額。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。</p> <p>① 入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円</p> <p>② 通院した治療日数（上記①に該当する日数を除きます。）に対しては、その治療日数1日につき4,000円</p>	被保険者

(2) 当社は、本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

(3) 同一事故により生じた後遺障害が本条(1)の表中の介護費用保険金の①および②のいずれにも該当する場合であっても、当社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。

(4) 医療保険金における治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、重複しては医療保険金を支払いません。

第5条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等]

被保険者が被った第1条〔保険金をお支払いする場合〕の傷害が次の①から③のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

#### 第6条〔当社の責任限度額等〕

- (1) 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第4条〔お支払いする保険金の計算〕の規定による額とし、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第4条および第5条〔既に存在していた身体の障害または疾病の影響等〕の規定による額とし、2,000万円を限度とします。
- (3) 当社は、本条(1)および(2)に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、第4条および第5条の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

## 4. その他

#### 第7条〔代位〕

当社が自損傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

#### 第8条〔当社の指定する医師が作成した診断書等の要求〕

- (1) 当社は、基本条項第14条〔事故発生時の義務等〕(1)②の規定による通知または第16条〔保険金のご請求〕の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金請求権者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の診断または死体の検案(注)のために要した費用は、当社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。  
(注) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

## 第4章 事故により借用自動車が壊れた場合の補償

### 車両復旧費用条項

#### <用語のご説明一定義>

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

<p>(1) <b>車両事故</b></p> <p>衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故をいいます。</p>
<p>(2) <b>復旧</b></p> <p>次の①または②のいずれかを行うことをいいます。</p> <p>① 車両事故によって借用自動車に生じた損害の修理</p> <p>② 車両事故によって借用自動車に生じた損害を修理しない場合は、借用自動車の代替とする自動車の購入</p>
<p>(3) <b>付属品</b></p> <p>借用自動車に定着（注 i）または装備（注 ii）されている物、および法令等（注 iii）に従い借用自動車に備え付けられている物をいいます。（注 iv）</p> <p>（注 i）「定着」とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。</p> <p>なお、車室内でのみ使用することを目的として、借用自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。）等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。</p> <p>（注 ii）「装備」とは、自動車の機能を十分に発揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。</p> <p>（注 iii）「法令等」とは、法律、命令、規則、条例等をいいます。</p> <p>（注 iv）借用自動車に定着または装備されている物であっても、以下に規定する物は付属品とはなりません。</p> <p>① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品</p> <p>② 法令等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物</p> <p>③ 通常装飾品とみなされる物</p>
<p>(4) <b>修理費</b></p> <p>損害が生じた時および場所において、借用自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、借用自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p> <p>（注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。</p>
<p>(5) <b>借用自動車の時価額</b></p> <p>損害が生じた時および場所における、借用自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。</p>
<p>(6) <b>免責金額</b></p> <p>支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。</p>

## 1. 保険金をお支払いする場合

### 第1条 [保険金をお支払いする場合]

(1) 当社は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に限り、借用自動車の復旧によって生じた費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、この条項および基本条項に従い、被保険者に復旧費用保険金を支払います。

- ① 被保険者が借用自動車を運転中(注)に、**車両事故**によって借用自動車に損害が生じたこと。
- ② **車両事故**によって借用自動車に生じた損害の程度および借用自動車の**修理費**について、当社による確認ができること。

(注)運転中には、駐車または停車中を含みません。以下この条項において同様とします。

(2) 本条(1)の「借用自動車」には、**付属品**を含みます。

### 第2条 [補償の対象となる方—被保険者]

この条項における被保険者は、借用自動車を運転中の次の①または②のいずれかに該当する者としてします。

- ① 記名被保険者
- ② 指定被保険者

## 2. 保険金をお支払いできない場合

### 第3条 [保険金をお支払いできない場合]

(1) 当社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

- ① 次のア.からオ.のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
  - ア. 保険契約者、記名被保険者または指定被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
  - イ. 借用自動車の所有者（注 i）
  - ウ. 上記ア.およびイ.に定める者の法定代理人
  - エ. 上記ア.およびイ.に定める者の業務に従事中の使用人
  - オ. 上記ア.およびイ.に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または

避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(注 i) 借用自動車の所有者とは、次のいずれかに該当する者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）をいいます。

ア. 借用自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主  
イ. 借用自動車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主  
ウ. 上記ア. およびイ. のいずれにも該当しない場合は、借用自動車を所有する者

(2) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する損害により被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

- ① 借用自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない借用自動車の電氣的または機械的損害をいいます。）
- ③ 借用自動車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品に生じた損害
- ④ 付属品のうち借用自動車に定着されていない物に生じた損害。ただし、借用自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、借用自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ 法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品に生じた損害

(3) 当社は、被保険者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた損害により被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

- ① 法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合
- ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合
- ③ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合

(4) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた損害により被保険者に生じた費用に対しては、復旧費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 ii）を運転している場合
- ② 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

(注 ii) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

### 3. お支払いする保険金の計算



第4条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1回の**車両事故**につき当社の支払う復旧費用保険金の額は、次のとおりとします。

借用自動車の復旧		復旧費用保険金の額
①	<用語のご説明一定義>(2)①に規定する復旧	次の算式によって算出される額。ただし、300万円を限度とします。 $\boxed{\text{車両事故によって借用自動車に生じた損害の修理費の額}} - \boxed{\text{免責金額}}$
②	<用語のご説明一定義>(2)②に規定する復旧	次の算式によって算出される額。ただし、300万円を限度とします。 $\boxed{\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い額} \\ \text{ア.車両事故によって借用自動車に生じた損害の修理費の額} \\ \text{イ.借用自動車の代替とする自動車の購入費用の額(注 i)} \\ \text{ウ.借用自動車の時価額} \end{array}} - \boxed{\text{免責金額}}$

(注 i) 購入費用の額は、借用自動車の代替とする自動車を購入したときに、実際に被保険者が支出した額とします。ただし、社会通念上妥当なものに限ります。以下この条において同様とします。

(2) 当社は、本条(1)に定める復旧費用保険金の額のほかに、被保険者が次の①および②の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その額を被保険者に支払います。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続によって得られなかった収入は対象となりません。

費用の種類	お支払いする費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	基本条項第14条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(3) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合であっても、本条(2)の費用を支払います。

- ① 本条(2)の規定によって支払うべき費用のみを負担した場合
- ② 本条(2)の規定によって支払うべき費用の額と復旧費用保険金の額の合計額が300万円を超える場合

(4) 借用自動車の所有者に対し、**車両事故**によって借用自動車に生じた損害について、借用自動車に適用される保険契約または共済契約によって既に保険金または共済金の支払が決定しもしくは支払われた場合または第三者から損害の賠償として既に損害賠償金の支払が決定しもしくは支払われた場合において、その支払が決定しまたは支払われた額が被保険者の負担額(注 ii)を超過するときは、当社は復旧費用保険金の額と本条(2)の費用の額の合計額からその超過額を差し引いて復旧費用保険金を支払います。この場合において、既に復旧費用保

険金を支払っていたときは、当社はその超過額に相当する復旧費用保険金の返還を被保険者に請求することができます。

(注 ii) ここでいう「被保険者の負担額」とは、次のア.またはイ.に規定する額とします。

ア. 借用自動車の復旧として、〈用語のご説明一定義〉(2)①に規定する復旧がされた場合

$$\boxed{\text{被保険者の負担額}} = \boxed{\text{修理費の額}} - \boxed{\text{復旧費用保険金の額}}$$

イ. 借用自動車の復旧として、〈用語のご説明一定義〉(2)②に規定する復旧がされた場合

$$\boxed{\text{被保険者の負担額}} = \boxed{\text{借用自動車の代替とする自動車の購入費用の額}} - \boxed{\text{復旧費用保険金の額}}$$

## 第5章 基本条項

### 〈用語のご説明一定義〉

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
(2) 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
(3) 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
(4) 危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
(5) 保険契約上の権利および義務	保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

### 1. 補償される期間と地域および保険料の払込方法

#### 第1条 [補償される期間—保険期間]

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日時に始まり、満期日時に終わります。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

## 第2条 [保険料の払込方法]

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日時から保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第3条 [保険責任のおよぶ地域]

当社は、日本国内（注）において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

（注）「日本国内」には、日本国外における日本船舶内を含みます。

## 2. ご契約時の手続き事項（ご契約時に告知いただく事項）

### 第4条 [ご契約時に告知いただく事項—告知義務]

- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定に基づく当社の解除権は、次の①から④のいずれかに該当する場合には行使しません。

① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が、保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

（注）当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ 保険契約者または記名被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がその訂正を承認した場合。

なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。

④ 次のいずれかに該当する場合

ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) 本条(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第12条 [保険契約の解約・解除の効力] の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求するこ

とができます。

- (5) 本条(4)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

### 3. ご契約後に通知いただく事項

#### 第5条 [ご契約後に通知いただく事項—通知義務その1]

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注 i)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

(注 i) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) 本条(1)の事実の発生によって危険増加が発生した場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) 本条(2)の規定に基づく当社の解除権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には行使しません。

① 当社が本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 危険増加が発生した時から5年を経過した場合

- (4) 本条(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第12条 [保険契約の解約・解除の効力] の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が発生した時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) 本条(4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

- (6) 本条(2)の規定にかかわらず、本条(1)の事実の発生によって危険増加が発生し、この保険契約の引受範囲(注 ii)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注 ii) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) 本条(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第12条の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が発生した時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

#### 第6条 [ご契約後に保険契約者が住所を変更した場合—通知義務その2]

保険契約締結の後、保険契約者が保険証券に記載された住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

### 4. 借用自動車の変更

#### 第7条 [借用自動車の変更]

この保険契約の適用においては、保険証券への裏書によって、借用自動車以外の自動車にこの保険契約を引き継ぐことはできません。

## 5. ご契約の無効、取消し、解約および解除

### 第8条 [保険契約の無効]

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### 第9条 [保険契約の取消し]

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第10条 [保険契約者からの保険契約の解約]

(1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

（注）解約時まで払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。以下この条において同様とします。

(2) 本条(1)の規定によりこの保険契約の解約後に当社が未払込保険料を請求した場合において、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第11条 [当社からの保険契約の解除—重大事由による解除]

(1) 当社は、次の①から④のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、記名被保険者または指定被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注 i）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る

べき者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

(注 i) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下この(1)において同様とします。

(2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者(注 ii)が、本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

② 被保険者(注 iii)に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

(注 ii) 自損傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または指定被保険者以外の者に限ります。

(注 iii) 自損傷害条項における被保険者に限ります。

(3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第12条[保険契約の解約・解除の効力]の規定にかかわらず、本条(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、記名被保険者または指定被保険者が本条(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(注 iv)

② 車両復旧費用条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(注 iv) 対人賠償責任条項第5条[費用]または対物賠償責任条項第5条[費用]に規定する費用のうち、本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。以下本条(5)において同様とします。

(5) 本条(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、自損傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害については適用しません。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、本条(3)の規定を適用するものとします。

## 第12条[保険契約の解約・解除の効力]

(1) 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、第10条[保険契約者からの保険契約の解約](2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条(1)の規定により解約した日時から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 6. 保険料の精算等

### 第 13 条 [保険料の返還]

- (1) 保険契約の無効、失効または取消しの場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第 8 条 [保険契約の無効] の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
③ 第 9 条 [保険契約の取消し] の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	

- (2) 保険契約の解除または解約の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 第 4 条 [ご契約時に告知いただく事項—告知義務] (2)、第 5 条 [ご契約後に通知いただく事項—通知義務その 1] (2) もしくは (6)、第 10 条 [保険契約者からの保険契約の解約] (2)、第 11 条 [当社からの保険契約の解除—重大事由による解除] (1) またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	ア. 始期日時以前である場合には、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。 イ. 上記ア. 以外である場合には、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 第 10 条 (1) の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	

## 7. 事故が起こった場合に行っていただく事項

### 第 14 条 [事故発生時の義務等]

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合には、次表「事故発生時の義務」に掲げる①から⑧までの義務を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次に掲げるア. からウ. までの事項を遅滞なく、当社に通知すること。 ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の氏名または名称および住所	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引

<p>イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の氏名または名称および住所</p> <p>ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容</p>	<p>いて保険金を支払います。</p>
<p>③ 借用自動車の復旧を行う場合には、必要な応急の仮手当を行う場合を除き、あらかじめ当社の承認を得ること。</p>	
<p>④ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下この条において同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。</p>	<p>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。</p>	<p>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。</p>	
<p>⑦ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当社に通知すること。</p>	<p>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>
<p>⑧ 上記①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。</p>	<p>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</p>

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の表中の②の事項について事実と異なることを告げた場合または⑧の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 8. 他の保険契約等がある場合の取扱い

### 第 15 条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

- (1) 対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および車両復旧費用条項に関しては、他の保険契約等がある場合は、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
- ① それぞれの支払責任額（注 i）の合計額が損害の額（注 ii）以下のときは、この保険契約の支払責任額



- ② 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、次に定める額

区分	支払保険金の額
ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注 i) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

(注 ii) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、車両復旧費用条項に関してそれぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額とします。以下この条において同様とします。

- (2) 自損傷害条項に関しては、他の保険契約等がある場合は、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。この場合において、介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金（注 iii）とに区分して算出するものとします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注 iii) 死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

## 9. 保険金のご請求時に行っていただく事項

### 第 16 条 [保険金のご請求]

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、次表の①から③までに掲げる時から、それぞれに発生し、これを行行使することができるものとします。

① 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 自損傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時

- ア. 死亡保険金については、被保険者が死亡の時
- イ. 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- ウ. 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
- エ. 医療保険金については、被保険者が治療を必要としない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

③ 車両復旧費用条項に係る保険金の請求に関しては、借用自動車の復旧によって被保険者に費用が生じた時

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次表の①から⑨までに掲げる書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

ただし、当社が相当の理由があるものと認めた場合は、②の交通事故証明書について、その提出を省略できます。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書（注 i）
③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑦ 対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注 ii）および被害が生じた物の写真（注 iii）
⑧ 車両復旧費用条項に係る保険金の請求に関しては、借用自動車の時価額を確認できる書類、被害が生じた物の写真、借用自動車の復旧および被保険者がその費用を負担した事実ならびに借用自動車の修理費および借用自動車の代替とする自動車の購入費用の額を確認できる客観的書類
⑨ その他当社が第17条【保険金のお支払い】(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注 i）人の死傷を伴う事故または借用自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注 ii）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注 iii）画像データを含みます。以下この(3)において同様とします。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被

保険者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
  - ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の戸籍上の配偶者または上記②以外の3親等内の親族
- (5) 本条(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(6)の規定に違反した場合または本条(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (8) 本条(2)に定める保険金請求権発生の際の翌日から起算して3年を経過した場合は、保険金請求権は、時効によって消滅します。

## 10. 保険金のお支払い

### 第17条 [保険金のお支払い]

- (1) 当社は、請求完了日（注 i）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次表の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

確認する内容	確認に必要な事項
① 保険金の支払事由発生の有無	ア. 事故の原因 イ. 事故発生の状況 ウ. 損害または傷害発生の有無 エ. 被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無	この保険契約において保険金が支払われない事由としている事由に該当する事実の有無
③ 保険金の算出	ア. 損害の額（注 ii）または傷害の程度 イ. 事故と損害または傷害との関係 ウ. 治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無	この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ 当社が支払うべき保険金の額の確定	ア. <b>他の保険契約等</b> の有無および内容 イ. 損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容

	等
--	---

(注 i) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第 16 条 [保険金のご請求] (3) および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。以下この条において同様とします。

(注 ii) 車両復旧費用条項<用語のご説明一定義> (5) に規定する借用自動車の時価額を含みます。

- (2) 本条(1)の確認をするため、次表の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて同表に定める日数(注 iii)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① 本条(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注 iv)	180 日
② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における本条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ 本条(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(注 iii) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注 iv) 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはその確認に応じなかった場合(注 v)には、これらにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注 v) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) 本条(1)から(3)までの規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第 18 条 [代位]

- (1) 損害が発生したことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

## 11. その他の事項

### 第19条 [保険契約者の変更]

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この**保険契約上の権利および義務**を第三者に移転させることができます。
- (2) 本条(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの**保険契約上の権利および義務**が移転するものとします。

### 第20条 [保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い]

- (1) この保険契約の保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、その代表者は、代表者以外の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその代表者の所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

### 第21条 [訴訟の提起]

この保険契約に関する訴訟は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第22条 [準拠法]

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## <別表>後遺障害等級表

### 1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害	自損傷害条項 保険金支払額
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する	2,000万円

	もの	
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後遺障害	自損傷害条項 保険金支払額
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの	1,500万円
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295万円
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	1,110万円
第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの	825万円

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 1 上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 1 下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑧ 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>② 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>⑥ 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>⑦ 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>	700万円
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>③ 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑥ 1 手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>⑦ 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>⑬ 両側の睪丸を失ったもの</li> </ul>	585万円
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>② 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>③ 1 手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</li> <li>④ 1 手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</li> <li>⑤ 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> </ul>	470万円

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したものの</li> <li>⑦ 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したものの</li> <li>⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの</li> <li>⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>	
第9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</li> <li>③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑥ 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもののまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	365万円
第10級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>③ 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの</li> <li>⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</li> <li>⑩ 1上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	280万円



	⑪ 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	210万円
第12級	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したものの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	145万円
第13級	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの	95万円

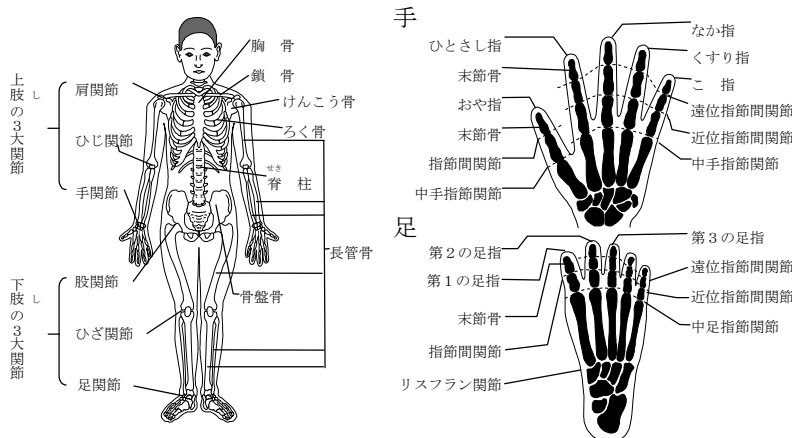
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</li> <li>⑩ 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>	
第14級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</li> <li>② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>③ 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> <li>⑧ 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</li> <li>⑨ 局部に神経症状を残すもの</li> </ul>	50万円

#### 適用上の注意事項

1. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、当社が身体の障害の程度に応じ、各等級の後遺障害に相当すると認めたものについては、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
2. 同一事故によって2種以上の後遺障害が生じた場合には、最も重い後遺障害の該当する等級に対応する保険金支払額とします。ただし、次のいずれかに該当する場合(別表の1に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。)は、それぞれ次の等級に対応する保険金支払額とします。
  - (1) 別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
  - (2) (1) 以外の場合で、別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
  - (3) (1) および(2) 以外の場合で、別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払額の合計額が上記の保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。
3. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額を差し引いた額を保険金支払額とします。
4. 備考

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異状のあるものについては、矯正視力<sup>きょう</sup>について測定します。
- (2) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- (5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。

## 関節などの説明図



## 対物超過修理費用特約

### <用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項第1条〔保険金をお支払いする場合〕に定める対物事故をいいます。
(2) 相手自動車	対物事故により損壊した他人の自動車をいいます。
(3) 相手自動車の修理費	損害が生じた時および場所において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、相手自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 （注）事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。
(4) 相手自動車の時価額	損害が生じた時および場所における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
(5) 対物超過修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の時価額を上回ると認められる場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の時価額を差し引いた額をいいます。
(6) 相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

### 第1条〔この特約の付帯条件〕

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

### 第2条〔保険金をお支払いする場合〕

当社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、次の①から④の条件をいずれも満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。

- ① 対物事故により損壊した他人の財物が自動車であること。
- ② 普通保険約款対物賠償責任条項による対物賠償保険金が支払われること。

- ③ 当社が**相手自動車**の損害の調査を行った結果、**相手自動車の修理費**が、**相手自動車の時価額**を上回ると認められること。
- ④ **相手自動車**に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、**相手自動車**の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

### 第3条 [補償の対象となる方—被保険者]

この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第2条 [補償の対象となる方—被保険者] に規定する被保険者とします。

### 第4条 [お支払いする保険金の計算]

1回の**対物事故**につき当社が支払う**対物超過修理費用保険金**の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、**相手自動車**1台につき、50万円を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{対物超過} \\ \text{修理費用} \\ \text{保険金の額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{対物超過} \\ \text{修理費用} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{相手自動車の時価額について被保険者} \\ \text{が負担する法律上の損害賠償責任の額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{l} \text{相手自動車の時価額} \end{array}}}$$

### 第5条 [相手自動車の車両保険等がある場合の取扱い]

当社は、**相手自動車**に生じた損害に対して**相手自動車の車両保険等**によって保険金または共済金が支払われた場合で、次の①の額が②の額を超えるときは、**対物超過修理費用**からその超える額（以下この条において「超過額」といいます。）を差し引いた額を、**対物超過修理費用**とみなして第4条 [お支払いする保険金の計算] の規定を適用します。この場合において、既に超過額の一部または全部に相当する**対物超過修理費用保険金**を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① **相手自動車の車両保険等**によって支払われた保険金の額および共済金の額（**相手自動車の修理費**以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。）。ただし、**相手自動車の修理費**のうち、**相手自動車**の所有者以外の者が負担すべき金額で**相手自動車**の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額および共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
- ② **相手自動車の時価額**

### 第6条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

第2条 [保険金をお支払いする場合] と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当社は、次に定める額を**対物超過修理費用保険金**の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	支払責任額のうち最も高い額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

#### 第7条 [保険金のご請求]

- (1) 普通保険約款対物賠償責任条項第8条 [損害賠償請求権者の直接請求権]、同条項第12条 [先取特権] および同条項第13条 [損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整] の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。
- (2) 当社に対する対物超過修理費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第16条 [保険金のご請求] (2)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

#### 第8条 [普通保険約款との関係]

この特約については、普通保険約款基本条項第11条 [当社からの保険契約の解除—重大事由による解除] の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
(4)①	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注iv）	対物超過修理費用特約に基づき保険金を支払うべき対物超過修理費用のうち、本条(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者が負担する対物超過修理費用

#### 第9条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

#### <用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) **正規の乗車装置**

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

(2) **搭乗者傷害保険金額**

被保険者 1 名ごとに、当社が支払う死亡保険金および後遺障害保険金の限度額であって、保険証券記載の搭乗者傷害保険金額をいいます。

第 1 条 [この特約の付帯条件]

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第 2 条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被った場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に搭乗者傷害保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。

- ① 借用自動車の運行に起因する事故
- ② 借用自動車の運行中の次の事故
  - ア. 飛来中または落下中の他物との衝突
  - イ. 火災または爆発
  - ウ. 借用自動車の落下

第 3 条 [補償の対象となる方—被保険者]

- (1) この特約における被保険者は、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の**正規の乗車装置**またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者として、ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 4 条 [保険金をお支払いできない場合]

- (1) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。
  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑤ 上記①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ

いて生じた事故

- ⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 i）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- ② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- （注 i）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (3) 当社は、次の①から⑦のいずれかに該当する傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 記名被保険者または指定被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ③ 記名被保険者または指定被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ④ 記名被保険者または指定被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ⑤ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（注 ii）によって生じた傷害
- （注 ii）「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。
- (4) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、搭乗者傷害保険金を支払いません。
- (5) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（<sup>たんどく</sup>丹毒、<sup>りんぼせんえん</sup>リンパ腺炎、<sup>はいけつしょう</sup>敗血症、<sup>はしょうふう</sup>破傷風等）に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

## 第5条 [お支払いする保険金の計算]

- (1) 当社は、被保険者が第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害を被り、その直接の結果



として、次表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり搭乗者傷害保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額	保険金請求権者
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	搭乗者傷害保険金額の全額。ただし、1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、搭乗者傷害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表（以下この条において「別表」といいます。）に掲げる後遺障害が生じた場合	搭乗者傷害保険金額×保険金支払割合	被保険者

- (2) この条において「保険金支払割合」とは、この特約の別表に定める保険金支払割合をいいます。
- (3) 同一事故によって2種以上の後遺障害が生じた場合には、最も重い後遺障害の該当する等級に対応する保険金支払割合を適用します。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合(別表の1に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。)は、それぞれ次の保険金支払割合によります。
- ① 別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合
  - ② 上記①以外の場合で、別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合
  - ③ 上記①および②以外の場合で、別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合の合計の割合がその保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによって、さらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合から、既にあった後遺障害に対応する保険金支払割合を差し引いて得た割合を適用します。
- (5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が生じた時の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度

を認定し、後遺障害保険金を支払います。

#### 第6条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等]

被保険者が被った第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害が次の①から③のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

#### 第7条 [当社の責任限度額等]

1回の事故につき、当社が支払うべき搭乗者傷害保険金の額は、第5条 [お支払いする保険金の計算] および第6条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等] の規定によって算出された額とし、かつ、**搭乗者傷害保険金額**を限度とします。

#### 第8条 [保険金のご請求]

当社に対する搭乗者傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

#### 第9条 [代位]

当社が搭乗者傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

#### 第10条 [当社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)②の規定による通知または第8条 [保険金のご請求] および同条項第16条 [保険金のご請求] の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金請求権者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の診断または死体の検案(注)のために要した費用は、当社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。

(注) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

#### 第11条 [普通保険約款との関係]

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第11条 [当社からの保険契約の解除—重大事

由による解除]の規定中「自損傷害条項」とあるのは「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」と読み替えます。

(2) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第 15 条 [他の保険契約等がある場合の取扱い] の規定は適用しません。

#### 第 12 条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### <別表>後遺障害等級別保険金支払割合表

#### 1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第 1 級	100%
第 2 級	89%

#### 2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第 1 級	100%	第 8 級	34%
第 2 級	89%	第 9 級	26%
第 3 級	78%	第 10 級	20%
第 4 級	69%	第 11 級	15%
第 5 級	59%	第 12 級	10%
第 6 級	50%	第 13 級	7%
第 7 級	42%	第 14 級	4%

## 搭乗者傷害（入通院／一時金）特約

### <用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

#### (1) 正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

#### (2) 治療日数

治療のために病院もしくは診療所に入院し、または通院した実治療日数をいいます。な

お、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。

ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定している旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等装着に関する記載がなされている場合に限り、

- ① 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）および脊柱
- ② 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り、
- ④ 顎骨、顎関節。ただし、三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限り、

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTB ブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、）および三内式シーネをいいます。以下この(2)において同様とします。

#### 第1条 [この特約の付帯条件]

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

#### 第2条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被った場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に医療保険金を支払います。

- ① 借用自動車の運行に起因する事故
- ② 借用自動車の運行中の次の事故
  - ア. 飛来中または落下中の他物との衝突
  - イ. 火災または爆発
  - ウ. 借用自動車の落下

#### 第3条 [補償の対象となる方—被保険者]

- (1) この特約における被保険者は、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の**正規の乗車装置**またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者として、ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

#### 第4条 [保険金をお支払いできない場合]

- (1) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
  - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変ま

たは暴動

- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑤ 上記①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 i）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
  - ② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- （注 i）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (3) 当社は、次の①から⑦のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
  - ② 記名被保険者または指定被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
  - ③ 記名被保険者または指定被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
  - ④ 記名被保険者または指定被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
  - ⑤ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害
  - ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
  - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（注 ii）によって生じた傷害
- （注 ii）「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。
- (4) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、

その者の受け取るべき金額については、医療保険金を支払いません。

- (5) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、<sup>たんどく</sup>リンパ腺炎、<sup>りんぼせんえん</sup>敗血症、<sup>はいけつしやう</sup>破傷風等)に対しては、医療保険金を支払いません。

#### 第5条 [お支払いする保険金の計算]

- (1) 当社は、被保険者が第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害を被り、その直接の結果として、次表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり医療保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額	保険金請求権者
医療保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日までの間に治療を要した場合	1回の事故につき、次の①または②に定めるいずれかの額 ① 治療日数が5日未満の場合には、一律1万円 ② 治療日数が5日以上となった場合には、傷害を被った部位およびその症状に応じて、この特約の別表（以下この条において「支払額表」といいます。）に定める額。ただし、5日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。	被保険者

- (2) 本条(1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

（注） 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 支払額表のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。

#### 第6条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等]

被保険者が被った第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害が次の①から③のいずれかに

該当する影響により重大となった場合には、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

#### 第7条 [保険金のご請求]

当社に対する医療保険金の請求権は、次の①または②の時から、それぞれに発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第5条 [お支払いする保険金の計算] (1)①に定める保険金については、治療が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 第5条(1)②に定める保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

#### 第8条 [代位]

当社が医療保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

#### 第9条 [当社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)②の規定による通知または第7条 [保険金のご請求] および同条項第16条 [保険金のご請求] の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金請求権者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の診断のために要した費用は、当社が負担します。ただし、診断を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。

#### 第10条 [普通保険約款との関係]

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第11条 [当社からの保険契約の解除—重大事由による解除] の規定中「自損傷害条項」とあるのは「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」と読み替えます。
- (2) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第15条 [他の保険契約等がある場合の取扱い] の規定は適用しません。

#### 第11条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## ＜別表＞医療保険金支払額表

被保険者が被った傷害		保険金支払額
①	脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、 <sup>せき</sup> 脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円
②	上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
③	骨折または脱臼、脳・眼・頸髄・ <sup>せき</sup> 脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の筋・腱または靭帯の断裂	30万円
④	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③以外のもの	10万円

### 備考

注1. 「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注2. ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注3. ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注4. ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注5. ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注6. ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靭帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

## 運搬・搬送費用特約

### ＜用語のご説明一定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) <b>落輪等</b>	借用自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態（注）をいいます。 （注）踏み越えた状態を含みます。
(2) <b>路面</b>	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。
(3) <b>車両損害</b>	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって借用自動車に生じた損害をいいます。
(4) <b>故障</b>	借用自動車に生じた偶然な外来の事由に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。
(5) <b>故障損害</b>	



故障によって借用自動車に生じた損害をいい、走行障害による損害を含みません。

(6) **走行障害**

次表に掲げる事由によって借用自動車に生じた走行上の障害をいいます。

事由	説明
キー閉じ込み	キーが借用自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。
バッテリー上がり	借用自動車のバッテリーの過放電をいいます。
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、借用自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。
電欠等	借用自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。

(7) **走行不能**

借用自動車が自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。

(8) **運搬・搬送費用**

被保険者が負担した次の①および②の費用をいいます。

- ① クレーン等により、借用自動車を路面（注 i）に引き戻すために要した費用
- ② 借用自動車を、走行不能となった地から修理工場（注 ii）または当社の指定する場所までレッカー車等で運搬するために要した費用（注 iii）

（注 i）借用自動車が走行不能となる直前に走行していた路面をいいます。

（注 ii）電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。

（注 iii）これらの場所まで運転するために必要な仮修理の実施および保管のために要した費用を含みます。

(9) **借用自動車の搭乗者**

第2条〔保険金をお支払いする場合〕に規定する運搬・搬送費用保険金の支払事由が発生したときに、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者または指定被保険者が運転中の借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者
- ② 一時的に借用自動車から離れている者であって、借用自動車が走行不能となった前後の状況から判断して、借用自動車に搭乗していたとみなされる者

(10) **借用自動車の所有者**

次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	借用自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買主
---	--------------------------------	----

②	借用自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借主
③	上記①および②以外の場合	借用自動車を所有する者
(11) <b>回収金</b> 第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。		

#### 第1条 [この特約の付帯条件]

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

#### 第2条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、この特約により、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中（注 i）に次の①から④のいずれかの事由により借用自動車が**走行不能**となったこと（以下この特約において「走行不能事故」といいます。）に伴い、被保険者が**運搬・搬送費用**（注 ii）（注 iii）を負担することによって被る損害に対して、運搬・搬送費用保険金を支払います。

- ① **落輪等**
- ② **車両損害**
- ③ **故障損害**
- ④ **走行障害**

（注 i） 駐車または停車中を除きます。以下この特約において同様とします。

（注 ii） ①の事由については、＜用語のご説明一定義＞(8)に定める**運搬・搬送費用**の①に該当する費用に限ります。

（注 iii） **走行不能**となった地において、応急の処置により借用自動車が自力で走行できる状態に復旧した後生じた費用は対象となりません。

#### 第3条 [補償の対象となる方—被保険者]

(1) この特約における被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 指定被保険者
- ③ **借用自動車の搭乗者**

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
- ② 極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当社の支払うべき**運搬・搬送費用**保険金の限度額が増額されるものではありません。

#### 第4条 [保険金をお支払いできない場合]

- (1) 当社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。
- ① 次のア. からオ. のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
    - ア. 保険契約者または被保険者
    - イ. **借用自動車の所有者**（法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
    - ウ. 上記ア. およびイ. に定める者の法定代理人
    - エ. 上記ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用人
    - オ. 上記ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りす。
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
  - ⑧ 詐欺または横領
  - ⑨ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (2) 当社は、次の①から③のいずれかに該当する物に生じた**車両損害**または**故障損害**によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。
- ① 借用自動車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品（注 i）
  - ② 付属品のうち借用自動車に定着されていない物。ただし、借用自動車の他の部分と同時に**車両損害**もしくは**故障損害**を被った場合または火災によって**車両損害**もしくは**故障損害**が生じた場合を除きます。
  - ③ 法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品  
（注 i）ここでいう「付属品」とは、普通保険約款車両復旧費用条項＜用語のご説明一定義＞(3)に定める付属品をいいます。以下この(2)において同様とします。
- (3) 当社は、記名被保険者または指定被保険者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合
  - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安

全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合

③ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合

(4) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 ii）を運転している場合

② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合

（注 ii）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(5) 当社は、借用自動車の走行不能の発生原因が次の①から③のいずれかに該当する場合には、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

① キーの紛失

② 燃料の不足または費消。ただし、電欠等を除きます。

③ 次のいずれかに起因する故障または走行障害

ア. エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

(6) 当社は、次の①から⑤のいずれかに該当する事由を直接の原因とする借用自動車の走行不能によって被保険者が被る損害に対しては、運搬・搬送費用保険金を支払いません。ただし、借用自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限りです。

① 積雪

② 降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ

③ 路面の凍結

④ わだち 轍

⑤ 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限りです。

(7) 当社は、故障または走行障害が保険期間内に発生しても、その故障または走行障害による借用自動車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、運搬・搬送費用保険金を支払いません。

## 第 5 条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 1 回の走行不能事故につき当社の支払う運搬・搬送費用保険金の額は、被保険者が負担した運搬・搬送費用の額とします。ただし、30 万円を限度とします。

(2) 運搬・搬送費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の負担額（注）

を超過するときは、当社は、本条(1)に定める運搬・搬送費用保険金の額からその超過額を差し引いて運搬・搬送費用保険金を支払います。

(注) ここでいう「被保険者の負担額」とは、**運搬・搬送費用**から本条(1)に定める運搬・搬送費用保険金の額を差し引いた額をいいます。

#### 第6条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

(1) 第2条 [保険金をお支払いする場合] と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、それぞれの支払責任額（注 i）の合計額が損害の額（注 ii）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を運搬・搬送費用保険金の額とします。

(注 i) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

(注 ii) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。以下この条において同様とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を運搬・搬送費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第7条 [保険金のご請求]

(1) 当社に対する運搬・搬送費用保険金の請求権は、**運搬・搬送費用**が被保険者に生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が運搬・搬送費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第 16 条 [保険金のご請求] (3) ⑨に定める書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
領収書等、被保険者が <b>運搬・搬送費用</b> を負担した事実および <b>運搬・搬送費用</b> の額を確認できる客観的書類

#### 第8条 [現物によるお支払い]

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、借用自動車の運搬等、運搬・搬送費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、運搬・搬送費用保険金の支払に代えることができます。

## 第9条 [普通保険約款との関係]

この特約については、普通保険約款基本条項第 11 条[当社からの保険契約の解除—重大事由による解除](4)②の規定中「車両復旧費用条項」とあるのは「運搬・搬送費用特約」と読み替えます。

## 第 10 条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

# 事故・故障付随費用特約

## <用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) <b>走行不能</b>	自力で走行できない状態をいい、法令により走行が禁じられている状態を含みます。										
(2) <b>車両損害</b>	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって借用自動車に生じた損害をいいます。										
(3) <b>故障</b>	借用自動車に生じた偶然な外来の事由に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。										
(4) <b>故障損害</b>	故障によって借用自動車に生じた損害をいい、走行障害による損害を含みません。										
(5) <b>走行障害</b>	次表に掲げる事由によって借用自動車に生じた走行上の障害をいいます。										
	<table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>説明</th></tr></thead><tbody><tr><td>キー閉じ込み</td><td>キーが借用自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。</td></tr><tr><td>バッテリー上がり</td><td>借用自動車のバッテリーの過放電をいいます。</td></tr><tr><td>巻き込み</td><td>タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、借用自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。</td></tr><tr><td>電欠等</td><td>借用自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。</td></tr></tbody></table>	事由	説明	キー閉じ込み	キーが借用自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。	バッテリー上がり	借用自動車のバッテリーの過放電をいいます。	巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、借用自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。	電欠等	借用自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
事由	説明										
キー閉じ込み	キーが借用自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。										
バッテリー上がり	借用自動車のバッテリーの過放電をいいます。										
巻き込み	タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、借用自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。										
電欠等	借用自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 （注）所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。										

(6) 借用自動車の搭乗者

第2条〔保険金をお支払いする場合〕に規定する付随費用保険金の支払事由が発生したときに、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者または指定被保険者が運転中の借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者
- ② 一時的に借用自動車から離れている者であって、借用自動車が**走行不能**となった前後の状況から判断して、借用自動車に搭乗していたとみなされる者

(7) 借用自動車の所有者

次の①から③のいずれかに該当する者をいいます。

①	借用自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合	買主
②	借用自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合	借主
③	上記①および②以外の場合	借用自動車を所有する者

(8) 交通機関

鉄道(軌道を含みます。)、バス、タクシー、レンタカー、有償旅客運送を行う船舶または有償旅客運送を行う航空機等をいいます。

(9) 合理的な経路・方法

借用自動車に生じた損害または障害の発生の日時、場所、被保険者の数および借用自動車の積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法(徒歩を含みます。)とします。

(10) 回収金

第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第1条〔この特約の付帯条件〕

この特約は、この保険契約に運搬・搬送費用特約が付帯されている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

第2条〔保険金をお支払いする場合〕

当社は、運搬・搬送費用特約の規定を適用した場合に運搬・搬送費用保険金が支払いの対象となる事故により、借用自動車が**走行不能**となった場合で、借用自動車を、**走行不能**となった地から修理工場(注)または当社の指定する場所までレッカー車等で運搬されること(以下この特約において「走行不能事故」といいます。)に伴い、被保険者が付随費用(臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用、搬送費用または引取費用をいいます。以下この特約において同様とします。)を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者に付随費用保険金(臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、搬送費用保険金または引取費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。)を支払います。

(注) 電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。以下この特約において同様とします。

### 第3条 [補償の対象となる方—被保険者]

(1) この特約における被保険者は、付随費用保険金の区分ごとに次のとおりとします。

区分	被保険者
臨時宿泊費用保険金	借用自動車の搭乗者
臨時帰宅・移動費用保険金	
搬送費用保険金	次の①から③のいずれかに該当する者
引取費用保険金	① 記名被保険者 ② 指定被保険者 ③ 借用自動車の搭乗者

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

- ① 正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
  - ② 極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当社の支払うべき付随費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第4条 [保険金をお支払いできない場合]

(1) 当社は、次の①から⑨のいずれかに該当する事由によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。

- ① 次のア. からオ. のいずれかに該当する者の故意または重大な過失  
ア. 保険契約者または被保険者  
イ. 借用自動車の所有者（法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）  
ウ. 上記ア. およびイ. に定める者の法定代理人  
エ. 上記ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用人  
オ. 上記ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ



いて生じた事故

- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
  - ⑧ 詐欺または横領
  - ⑨ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (2) 当社は、次の①から③のいずれかに該当する物に生じた車両損害または故障損害によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。
- ① 借用自動車から取り外されて車上にない自動車の部分品または付属品（注 i）
  - ② 付属品のうち借用自動車に定着されていない物。ただし、借用自動車の他の部分と同時に車両損害もしくは故障損害を被った場合または火災によって車両損害もしくは故障損害が生じた場合を除きます。
  - ③ 法令等により禁止されている改造を行った自動車の部分品および付属品
- （注 i）ここでいう「付属品」とは、普通保険約款車両復旧費用条項＜用語のご説明一定義＞(3)に定める付属品をいいます。以下この(2)において同様とします。
- (3) 当社は、記名被保険者または指定被保険者が、次の①から③のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。
- ① 法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合
  - ② 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合
  - ③ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合
- (4) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する場合に生じた走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 ii）を運転している場合
  - ② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している場合
- （注 ii）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (5) 当社は、借用自動車が日常保管されている車庫、駐車場その他これに準じる場所において発生した走行不能事故によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金のうち臨時宿泊費用保険金および臨時帰宅・移動費用保険金を支払いません。
- (6) 当社は、借用自動車の走行不能の発生原因が次の①から③のいずれかに該当する場合には、付随費用保険金を支払いません。

- ① キーの紛失
- ② 燃料の不足または費消。ただし、電欠等を除きます。
- ③ 次のいずれかに起因する故障または走行障害

ア. エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

イ. 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

(7) 当社は、次の①から⑤のいずれかに該当する事由を直接の原因とする借用自動車の走行不能によって被保険者が被る損害に対しては、付随費用保険金を支払いません。ただし、借用自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限りです。

- ① 積雪
- ② 降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
- ③ 路面の凍結
- ④ <sup>わだち</sup> 轍
- ⑤ 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤。ただし、走行不能となる直前に走行していた路面もこれら軟弱な地盤である場合に限りです。

(8) 当社は、故障または走行障害が保険期間内に発生しても、その故障または走行障害による借用自動車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、付随費用保険金を支払いません。

#### 第5条 [お支払いする保険金の計算]

(1) 当社は、第2条 [保険金をお支払いする場合] に定める事由を直接の原因として、被保険者が負担した付随費用に対して、次表に定めるところに従い、同表の額を付随費用保険金として支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額
臨時宿泊費用保険金	臨時に宿泊せざるを得なかったために、被保険者が、走行不能となった地の最寄りのホテル等有償の宿泊施設（注 i）に宿泊した場合	被保険者が負担した1泊分の客室料（注 ii）の実費。 ただし、1回の走行不能事故につき、被保険者1名あたり1万5千円を限度とします。
	（注 i）居住施設は対象となりません。 （注 ii）飲食等に要した費用を含まず、客室料に対する税金・サービス料を含みます。	
臨時帰宅・移動費用保険金	被保険者が、走行不能となった地から居住地または借用自動車の出発地もしくは当面の目的地のいずれかへの移動（注 iii）にあたって、合理的な経路・方法により、借用自動車の代替	被保険者が交通機関の利用により負担した交通費（注 v）の実費から、免責金額として1,000円を控除した額。 ただし、1回の走行不能事故につき、

	<p>となる交通機関を臨時に利用した場合。</p> <p>なお、交通機関の利用に際しては次の①から③までの条件があり、これらの条件に該当しない費用に対しては、当社は臨時帰宅・移動費用保険金を支払いません。</p> <p>① 当社の事前の承認がある場合を除き、借用自動車の走行不能の発生時以後 24 時間以内に利用が開始されたものに限ります。</p> <p>② 鉄道・バス以外の交通機関による移動は、深夜・遠隔地等の理由により鉄道・バスの利用が困難な場合に限ります。この場合、被保険者は、当社所定の連絡先に通知し、当社の事前の確認を得なければなりません。</p> <p>③ タクシー・レンタカーによる移動は、被保険者の人数が乗車定員（注 iv）を超える等の理由により当社の事前の承認がある場合を除き、1 台分の利用とします。</p>	<p>被保険者 1 名あたり 2 万円を限度とします。</p>
	<p>(注 iii) 走行不能事故に伴って生じた相当な理由により、他の場所を経由する場合を含みます。</p> <p>(注 iv) タクシーの場合は、タクシーの運転手を除いた人数を乗車定員とみなします。</p> <p>(注 v) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常交通費を超過した金額は対象外となります。</p>	
<p>搬送費用保険金</p>	<p>走行不能となった地から修理工場等（注 vi）まで借用自動車は運搬され復旧を終えた後、合理的な経路・方法により、借用自動車を、記名被保険者もしくは指定被保険者の居住地または借用自動車の所有者の居住地その他借用自動車の保管場所に最寄りの当社の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用。なお、修理工場等が修理の一環としてサービスで行っている納車（いわゆる「納車サービス」）は対象となりません。</p>	<p>搬送費用保険金は、被保険者が負担した左記費用の実費とし、引取費用保険金は、被保険者が負担した左記交通費の実費から免責金額として 1,000 円を控除した額。</p> <p>ただし、1 回の走行不能事故につき、搬送費用保険金および引取費用保険金を合計して 15 万円を限度とします。</p>
<p>引取費用保</p>	<p>走行不能となった地から修理工場等まで</p>	

険金	借用自動車 <sup>①</sup> が運搬され復旧を終えた後、合理的な経路・方法により、借用自動車を引き取るために要した交通費	
	(注 vi) 電欠等が生じた自動車の充電または燃料補給を行う施設を含みます。以下この条において同様とします。	

(2) 付随費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の負担額(注 vii)を超過するときは、当社は、本条(1)に定めるそれぞれの付随費用保険金の額からその超過額を差し引いて付随費用保険金を支払います。

(注 vii) ここでいう「被保険者の負担額」とは、付随費用から本条(1)に定めるそれぞれの付随費用保険金を差し引いた額をいいます。

#### 第6条 [他の保険契約等がある場合の取扱い]

(1) この特約と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約(以下この条において「他の保険契約等」といいます。)がある場合において、それぞれの支払責任額(注 i)の合計額が損害の額(注 ii)以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を付随費用保険金の額とします。

(注 i) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下この条において同様とします。

(注 ii) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。以下この条において同様とします。

(2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を付随費用保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(3) 本条(1)および(2)の規定は、臨時宿泊費用保険金と臨時帰宅・移動費用保険金とこれら以外の保険金(搬送費用保険金および引取費用保険金をいいます。)とに区分して適用します。

#### 第7条 [保険金のご請求]

(1) 当社に対する付随費用保険金の請求権は、支払いの対象となる付随費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が付随費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第 16 条 [保険金のご請求] (3) ⑨に定める書類または証拠として、次表に掲げるものを当社に提出しなけ

ればなりません。

### 保険金請求に必要な書類または証拠

領収書等、被保険者が付随費用を負担した事実および付随費用の額を確認できる客観的書類

#### 第8条 [現物によるお支払い]

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供、代替交通手段の提供、修理完了後の借用自動車の搬送等、付随費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、付随費用保険金の支払に代えることができます。

#### 第9条 [普通保険約款との関係]

この特約については、普通保険約款基本条項第 11 条[当社からの保険契約の解除—重大事由による解除] (4)②の規定中「車両復旧費用条項」とあるのは「事故・故障付随費用特約」と読み替えます。

#### 第 10 条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 通信販売特約

### <用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 保険申込者	当社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。
(2) 通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法を記載したものをいいます。
(3) 電子データメッセージ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法、保険契約の引受内容等を明示したものをいいます。
(4) 契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
(5) 訂正の申出	告知事項（注）について書面をもって当社に訂正を申し出ることであって、普通保険約款基本条項第4条 [ご契約時に告知いただく事項—告知義務] (3)③またはこの普通保険約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出をいいます。 (注) 普通保険約款基本条項<用語のご説明—定義>(1)に定める告知事項をいいます。
(6) 通知事項の通知	

普通保険約款基本条項第5条〔ご契約後に通知いただく事項—通知義務その1〕(1)に規定する通知をいいます。

#### 第1条〔この特約の付帯条件〕

この特約は、**保険申込者**が第2条〔保険契約の申込みおよび引受け〕に定める方法により保険契約の申込みを行う場合に付帯されます。

#### 第2条〔保険契約の申込みおよび引受け〕

**保険申込者**は、次表「保険契約の申込み」のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みを行い、当社は、次表「保険契約の引受け」の方法により引受けを行うものとします。

保険契約の申込み	保険契約の引受け
① 保険申込書に所要の事項を記載し、当社に送付すること。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、 <b>通知書</b> を保険契約者に送付します。
② 電話、ファクシミリ等の情報処理機器等の通信手段（注 i）を媒介とし、当社に対し <b>契約意思の表示</b> をすること。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、 <b>通知書</b> および保険申込書を保険契約者に送付します。この場合、保険契約者は保険申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当社へ返送しなければなりません。
③ インターネット（注 ii）を媒介とし、インターネット上に明示された契約情報に基づき、当社に対し <b>契約意思の表示</b> をすること。	当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、 <b>電子データメッセージ</b> を保険契約者に送信または <b>通知書</b> を送付します。

（注 i）インターネットを除きます。

（注 ii）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

#### 第3条〔保険料の払込方法〕

(1) 保険契約者は、次に定める通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

- ① 第2条〔保険契約の申込みおよび引受け〕①の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条①に定める**通知書**による通知
- ② 第2条②の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条②に定める**通知書**による通知
- ③ 第2条③の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条③に定める**電子データメッセージ**または**通知書**による通知

(2) 本条(1)の場合、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める「保険契約締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

#### 第4条〔当社からの保険契約の解除〕

(1) 当社は、第2条〔保険契約の申込みおよび引受け〕②の保険申込書が所定の期間内に当社

に返送されない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (2) 当社は、第3条〔保険料の払込方法〕(1)の通知に記載された保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(1)および(2)の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第5条〔保険証券の不発行〕

- (1) 当社は、この特約により、保険証券を発行しません。ただし、保険契約者からの請求があった場合または当社が必要と認めた場合は、保険証券または保険契約証を発行・交付できるものとします。
- (2) 当社は、この特約により、この保険契約の保険契約内容として電磁的方法により提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

#### 第6条〔契約締結後の通知方法〕

- (1) 保険契約者または被保険者が、[訂正の申出](#)または[通知事項の通知](#)を行う場合は、書面または電話、ファクシミリ等の当社が定める通信手段により、当社所定の連絡先に対して直接行うものとします。
- (2) 本条(1)の通信手段のうち、当社のホームページへのインターネット（注）を経由した通信によって本条(1)の通知を当社が受領した場合は、当社は、保険契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により引受契約内容の表示をします。

（注）企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

#### 第7条〔普通保険約款との関係〕

この特約については、普通保険約款基本条項〈用語のご説明一定義〉(1)に定める告知事項の規定中「保険申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。

#### 第8条〔準用規定〕

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料携帯電話料金合算払特約

#### 〈用語のご説明一定義〉

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 携帯電話料金合算払

携帯電話端末を通じて役務を提供する事業者の代金について、携帯電話会社が、携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済サービスをいいます。

(2) 携帯電話会社

携帯電話の通信サービスを提供している当社の指定する会社をいいます。

第1条 [この特約の付帯条件]

この特約は、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に付帯されます。

第2条 [保険料の払込方法]

保険契約者は、保険料を携帯電話料金合算払によって払い込むことができますものとしします。

第3条 [保険料領収前の事故]

(1) 第2条 [保険料の払込方法] の規定により保険契約者が携帯電話料金合算払によって保険料を払い込む場合、当社は、携帯電話会社へその携帯電話料金合算払の有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社が携帯電話料金合算払による保険料の払込みを承認した時（注）以後、普通保険約款基本条項第2条 [保険料の払込方法] (2) および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

(2) 当社は、当社が携帯電話会社から保険料相当額を領収できない場合は、本条(1)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従い携帯電話料金合算払を行い、携帯電話会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条(1)の規定を適用します。

第4条 [保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い]

(1) 第3条 [保険料領収前の事故] (2)の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。この場合において、保険契約者が、携帯電話会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとしします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い携帯電話料金合算払を行った場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条(1)の規定を適用します。

第5条 [保険料の返還の特則]

普通保険約款基本条項第13条 [保険料の返還] および普通保険約款に付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、携帯電話会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条 [保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い] (2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合



および保険契約者が会員規約等に従い携帯電話料金合算払を行い、携帯電話会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、携帯電話会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

#### 第6条 [当社からの保険契約の解除]

- (1) 当社は、保険契約者が第4条 [保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い] (2) の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第7条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 保険料払込取扱票・請求書払特約

### <用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 保険料払込期日
始期日時に属する月の翌月末日をいいます。
(2) 払込取扱票
当社所定の書面による払込取扱票をいいます。

#### 第1条 [この特約の付帯条件]

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

#### 第2条 [保険料の払込方法]

- (1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法により、保険料を払い込むことができます。
  - ① 保険料払込期日までに、保険契約締結後に当社より送付する払込取扱票を使用して払い込むものとします。
  - ② 保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条(1)①により保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点で保険料の払込みがあったものとみなします。

#### 第3条 [保険料領収前の事故]

- (1) 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払

込期日の属する月の翌月末日までに、当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- (2) 当社は、保険契約者が**保険料払込期日**の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に発生した事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第2条〔保険料の払込方法〕(2)および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収までの間に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が保険料について、その保険料を払い込むべき**保険料払込期日**の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日時から保険料領収までの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条〔保険料領収前の保険金支払〕

- (1) 第3条〔保険料領収前の事故〕(2)の規定により、被保険者または保険金請求権者が、保険料の払込み前に発生した事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、**保険料払込期日**以前であり、保険契約者が、保険料を**保険料払込期日**までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が**保険料払込期日**まで保険料の払込みを怠り、かつ、**保険料払込期日**の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

#### 第5条〔当社からの保険契約の解除〕

- (1) 当社は、**保険料払込期日**の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条(1)の解除は、始期日時から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第6条〔準用規定〕

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 書面省略（変更届出書）特約

### <用語のご説明—定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

#### (1) 訂正の申出

告知事項（注）について書面をもって当社に訂正を申し出ることであって、普通保険約款基本条項第4条〔ご契約時に告知いただく事項—告知義務〕(3)③またはこの普通保険

約款に付帯される他の特約に規定する訂正の申出をいいます。

(注) 普通保険約款基本条項〈用語のご説明一定義〉(1)に定める告知事項をいいます。

## (2) 通知事項の通知

普通保険約款基本条項第5条〔ご契約後に通知いただく事項—通知義務その1〕(1)に規定する通知をいいます。

### 第1条〔この特約の付帯条件〕

この特約は、当社と保険契約者との間に、第2条〔訂正の申出または通知事項の通知等〕に規定する方法により契約内容変更の通知を行うことについて合意がある場合に付帯されます。

### 第2条〔訂正の申出または通知事項の通知等〕

(1) 保険契約者または被保険者は、この特約により、次の①から④までの規定による契約内容変更の通知を行う場合、電話またはファクシミリ等の当社が定める通信手段により、当社所定の連絡先に対して直接行うものとします。

① 訂正の申出

② 通知事項の通知

③ 普通保険約款基本条項第6条〔ご契約後に保険契約者が住所を変更した場合—通知義務その2〕の通知

④ 普通保険約款基本条項第10条〔保険契約者からの保険契約の解約〕の通知

(2) 保険契約者または被保険者が本条(1)の通知を行い、当社がその通知の受付と同時にそれを承認した場合は、当社は、その通知をもって書面による申出または通知がなされたものとみなします。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

(3) 本条(1)の通信手段のうち、当社のホームページへのインターネット(注)を経由した通信によって本条(1)の通知を当社が受領した場合は、当社は、保険契約者にインターネット上の通知画面と一連の画面により引受契約内容の表示をします。

(注) 企業または企業グループ等における閉鎖されたネットワークを含みます。

### 第3条〔準用規定〕

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 危険物積載「対物賠償」限度額（10億円）特約

### <用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

#### (1) 対物事故

普通保険約款対物賠償責任条項第1条〔保険金をお支払いする場合〕に定める対物事故

をいいます。

## (2) 危険物

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

### 第 1 条 [この特約の付帯条件]

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に付帯されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。
- ② この保険契約の対物保険金額が 10 億円を超えていること。

### 第 2 条 [危険物積載事故の限度額]

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第 4 条 [お支払いする保険金の計算] (1)ただし書の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、1 回の対物事故につき当社の支払う対物賠償保険金の限度額を 10 億円とします。
  - ① 借用自動車に業務（家事を除きます。以下この条において同様とします。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
  - ② 借用自動車<sup>けん</sup>が被牽引自動車<sup>けん</sup>を牽引中に発生した、被牽引自動車<sup>けん</sup>に業務として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- (2) 当社は、本条(1)の規定を適用する対物事故に対しては、10 億円を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第 7 条 [当社による解決] (3)①、同条項第 8 条 [損害賠償請求権者の直接請求権] (6)、同条項第 11 条 [仮払金および供託金の貸付け等] (1)および同条項第 13 条 [損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整] の規定を適用します。

## 対航空機「対物賠償」限度額（10 億円）特約

### <用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。

#### 対物事故

普通保険約款対物賠償責任条項第 1 条 [保険金をお支払いする場合] に定める対物事故をいいます。

### 第 1 条 [この特約の付帯条件]

この特約は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に付帯されます。

- ① この保険契約に普通保険約款対物賠償責任条項の適用があること。
- ② この保険契約の対物保険金額が 10 億円を超えていること。

## 第2条 [対航空機事故の限度額]

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対物賠償責任条項第4条 [お支払いする保険金の計算] (1)ただし書の規定にかかわらず、**対物事故**のうち他人の航空機を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、1回の**対物事故**につき当社の支払う対物賠償保険金の限度額を10億円とします。
- (2) 当社は、本条(1)の規定を適用する**対物事故**に対しては、10億円を対物保険金額とみなして、普通保険約款対物賠償責任条項第7条 [当社による解決] (3)①、同条項第8条 [損害賠償請求権者の直接請求権] (6)、同条項第11条 [仮払金および供託金の貸付け等] (1)および同条項第13条 [損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整]の規定を適用します。

# ロードアシスタンスサービスご利用規約 (24時間単位型自動車運転者保険用)

## <用語のご説明>

このロードアシスタンスサービスご利用規約において、使用される用語の説明はそれぞれ次のとおりとします。

用 語	説 明
サービス	レッカー現場急行サポート、クイック修理サービスおよび初期対応コンシェルジュサービスで構成される自動車保険サービスをいいます。
サービス提供者	サービスを提供する株式会社安心ダイヤルをいいます。
借用自動車	<p>記名被保険者および指定被保険者がいずれもその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であり、保険証券の「記名被保険者」欄に記載の自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。</p> <p>①次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 記名被保険者またはその配偶者</li> <li>イ. 指定被保険者またはその配偶者。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限りません。</li> <li>ウ. 記名被保険者が役員（注2）となっている法人</li> <li>エ. 指定被保険者が役員となっている法人。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限りません。</li> </ul> <p>②レンタカー（注3）</p> <p>（注1）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。</p>

	<p>(注2) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。上記①工. においても同様とします。</p> <p>(注3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡し)第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。</p>
あんしんサポートセンター	当社が定めるサービスの利用申込みを受付ける連絡先をいいます。
サービス実施者	サービス提供者からの取次ぎまたは手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
自力走行不能	車両が物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられている状態をいいます。
日本国内	日本国内全域をいいます。ただし、一部離島等を除きます。
落輪等	借用自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態(注)をいいます。 (注) 踏み越えた状態を含みます。
保険期間	保険責任の始まる日時から終了する日時までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
記名被保険者	保険証券に記載の記名被保険者をいいます。
指定被保険者	保険証券に記載の指定被保険者をいいます。
ガス欠	借用自動車のガソリンまたは軽油がなくなった状態をいいます。
自宅駐車場	被保険者(自動車保険契約により補償の対象となる方をいいます。)の居住住居における通常の保管場所(月極駐車場等も含みます。)をいいます。被保険者が法人または個人事業主の場合は、主として借用自動車を使用している支店・営業所または店舗の所在地等における保管場所をいいます。
自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」に該当するものをいいます。
競技もしくは曲技	「競技」とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習も含まれます。 「曲技」とは、サーカス、コースタント・アクロバット等をいい、これらのための練習も含まれます。
スタック	雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態をいいます。
GPS	地球の周回軌道を回る衛星から放射される位置測位用の電波を利用して現在の位置を知ることができるシステム(全地球測位システム)をいいます。
JAF	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
公共交通機関	公共交通機関とは、鉄道(軌道を含みます。)、バス、有償旅客運送を行う船舶または有償旅客運送を行う航空機等をいいます。
合理的な経路・方法	借用自動車に生じた事故または故障・トラブルの発生の日時、場所および借用自動車の乗車人数・積載物等の状況により、原則として、最短で到達できる経路およびその経路において利用する方法(徒歩を含みます。)とします。

#### 第1条 [規約の目的等]

(1) この規約は、当社の24時間単位型自動車運転者保険契約に対して日本国内で提供するサ

サービスの事項を定めたものです。

(2) 利用対象者は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。

(3) このサービスは、当社が提携するサービス提供者が、この規約に従い提供します。

## 第2条 [サービス提供対象契約]

当社は、24 時間単位型自動車運転者保険契約をサービス提供対象契約とします。

## 第3条 [サービス提供対象自動車]

サービス提供対象自動車は、借用自動車とします。

## 第4条 [利用対象者]

利用対象者は、記名被保険者または指定被保険者が運転している借用自動車に乗車中の方（一時的に借用自動車から離れていた場合であっても、事故または故障・トラブルの前後の状況から乗車していたとみなされる方を含みます。以下同様とします。）とします。ただし、借用自動車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないで借用自動車に乗車中の方は利用対象者となりません。

## 第5条 [サービスを提供する場合]

サービス提供者は、利用対象者が第8条 [利用対象者の義務] (1) の規定に従い事前にあんしんサポートセンターに連絡を行った場合であって、第6条 [サービスの提供条件と内容] に該当するときは、サービス実施者により、そのサービスを無料で提供します。

## 第6条 [サービスの提供条件と内容]

この規約により提供するサービスの提供条件および内容は次の(1)から(3)のとおりとします。

### (1) レッカー現場急行サポート

レッカー現場急行サポートは次の表のとおりとします。なお、故障・トラブルの際のレッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送の場合は自力走行不能となった場所（自力走行不能となった場所から借用自動車<sup>けん</sup>を移動後にあんしんサポートセンターに連絡を行った場合は、その移動先を自力走行不能となった場所とみなします。以下同様とします。）での応急作業による復旧が困難なときに限り、サービスを提供します。

提供条件	借用自動車 <sup>けん</sup> が、日本国内で事故または故障・トラブル、落輪等により自力走行不能となること
内容	以下のサービスを提供し、これらの作業に必要な費用に対し、30 万円を上限にお支払いします。 ① レッカー <sup>けん</sup> 牽引・搬送 自力走行不能となった場所から修理工場等まで借用自動車 <sup>けん</sup> のレッカー <sup>けん</sup> 牽引・搬送を手配します。 ② 落輪等の引き戻し 借用自動車 <sup>けん</sup> を路面に引き戻す作業を手配します。 (注1) 牽引・搬送および作業に必要な費用には、有料道路料金、仮修理を実施した費用や保管料、クレーン作業料金、特殊作業料金を含みます。 (注2) 運搬・搬送費用特約で補償対象となる場合は、保険金でお支払いし、レッカー現場急行サポートは重ねて支払いません。 (注3) 運搬・搬送費用および上記(注1)の費用のうち、運搬・搬送費用

	特約の保険金額を超過する費用は、レッカー現場急行サポートによる支払いの対象外となります。
--	--

### (2) クイック修理サービス

クイック修理サービスは次の表のとおりとします。ただし、①および③は、利用対象者が過去1年間にそれぞれ1回利用している場合はサービスの提供を行いません。

(注) ガス欠については、自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合であっても1回の利用とします。

提供条件	借用自動車は、日本国内で故障・トラブル等により自力走行不能となること
内 容	借用自動車について自力走行不能となった場所で以下の故障・トラブル等に対して、作業時間 30 分以内の応急作業を行います。 ① バッテリー上がり バッテリーの点検、ジャンピング（バッテリー上がりの車両にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること）を行います。 ② タイヤのパンク 借用自動車にスペアタイヤを搭載している場合に限り、タイヤがパンクした際のスペアタイヤの交換を1回につき1本まで行います。 ③ ガス欠 外出先（自宅駐車場または同等と判断できる場所以外の場所をいいます。）でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大 10 リットルまで無料で届けます。 (注) 自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料とします。 ④ キーの閉じ込み、盗難または紛失 キーの閉じ込み、盗難または紛失の際、ドアの開錠を行います。 ⑤ その他 その他、自力走行不能となった場所での応急作業が可能な場合は、作業時間 30 分以内の応急作業を行います。

### (3) 初期対応コンシェルジュサービス

① 移動・宿泊“安心”サポートは次の表のとおりとします。

提供条件	借用自動車は、日本国内で事故または故障・トラブルにより自力走行不能となり、(1)のレッカー現場急行サポートを利用した場合において、次のいずれかに該当すること。 ア. 自力走行不能となった地から居住地または借用自動車の出発地もしくは当面の目的地のいずれかへの移動が困難となること。 イ. 自力走行不能となった地の最寄りのホテル等有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ないこと。 (注) 自宅駐車場または同等と判断できる場所において自力走行不能となった場合を除きます。
内 容	公共交通機関、タクシー会社または宿泊施設をご案内します。また、利用対象者が負担した移動費用および宿泊費用は、後日、サービス提供者に対して、費用負担の事実を立証できるものの提出をもって、下表の額を限度に支払います。 (注1) 公共交通機関、タクシー会社または宿泊施設のご案内は、自力走行不能となった地、時間帯等によっては提供できない場合があります。



	<p>また、公共交通機関、タクシー会社または宿泊施設の手配を行うものではありません。</p> <p>(注2) 移動費用、宿泊費用については、後日、事故・故障付随費用特約による臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金の支払いが確定した場合は、同保険金を優先して支払い、移動・宿泊安心サポートは重ねて支払いません。</p>	
	移動費用	<p>利用対象者1名につき、自己負担額1千円を控除し2万円限度 (注1) 次の①から③の条件に該当しない費用に対しては、支払いません。</p> <p>①合理的な経路・方法により、借用自動車の自力走行不能の発生時以後24時間以内に利用が開始されたものまたは当社の事前承認がある場合に限りです。</p> <p>②鉄道・バス以外による移動は、深夜・遠隔地等の理由により鉄道・バスの利用が困難な場合でサービス提供者の事前の確認を得た場合に限りです。</p> <p>③タクシーによる移動は、利用対象者の人数が運転手を除く乗車定員を超える等の理由によりサービス提供者の事前の承認がある場合を除き、1台分の利用とします。</p> <p>(注2) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した金額は対象外となります。</p>
	宿泊費用	<p>利用対象者1名につき、1万5千円限度 (注) 1泊分の客室料に限り、飲食等に要した費用を含まず、客室料に対する税金・サービス料を含みます。なお、居住施設は対象となりません。</p>

②修理工場のご紹介、夜間休日医療機関情報のご提供、ご家族への伝言は次の表のとおりとします。

提供条件	<p>借用自動車が、日本国内で事故または故障・トラブルにより自力走行不能となり、(1)のレッカー現場急行サポートを利用した場合において、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア.利用対象者から修理工場の紹介の依頼があり、当社の紹介する修理工場での修理に同意すること。</p> <p>イ.利用対象者から夜間休日医療機関に関する情報提供の依頼があること。</p> <p>ウ.利用対象者からその家族への伝言依頼があり、伝言先の電話番号が指定されること。</p>
内容	<p>利用対象者の依頼に基づき、以下のサービスを提供します。</p> <p>ア.借用自動車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場所から最寄りの当社が提携する修理工場を紹介します。</p> <p>イ.借用自動車が事故または故障・トラブル等により自力走行不能となった場所から最寄りの夜間休日医療機関に関する情報を提供します。</p> <p>ウ.利用対象者の指定する電話番号に連絡し、その番号に出た方に利用対象者からの伝言内容を伝えます。</p> <p>(注1) 上記ア、イにより紹介または情報提供した修理工場や医療機関を利用する場合は、利用対象者の責任において利用するものとし、借用自</p>

	<p>動車の修理や治療に必要な費用、修理に関する瑕疵や医療過誤等による一切の損害について当社は責任を負いません。</p> <p>(注2) 利用対象者が開示した電話番号や伝言内容等の個人情報について、当社は、本サービスの提供に必要な場合にのみ利用するものとし、これらの個人情報を指定された電話番号に伝言することによるトラブルや損害等に対して、当社は一切の責任を負いません。</p>
--	---

第7条 [サービス提供を行わない場合]

(1) 第6条 [サービスの提供条件と内容] にかかわらず、サービス提供者は、次の①から⑩のいずれかに該当する事由によって発生した借用自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、サービスの提供を行いません。

- ①利用対象者の故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱またはその他これらに類似の事変もしくは暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この④において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧航空機、船舶、鉄道、自動車等による借用自動車の輸送
- ⑨自動車製造業者がマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱した使用、法令により禁止されている改造、または自動車製造業者が認めていない改造
- ⑩事故、故障またはトラブルを誘発するおそれがある明らかな整備不良
- ⑪詐欺または横領

(2) 第6条 [サービスの提供条件と内容] にかかわらず、サービス提供者は、次の①から④のいずれかに該当する場合に発生した借用自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、サービスの提供を行いません。

- ①利用対象者が、次のア. からウ. のいずれかの状態で借用自動車を運転している場合
  - ア. 法令により定められた運転資格を持たない状態
  - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態
  - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ②利用対象者が、競技もしくは曲技のために借用自動車を使用している場合、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において借用自動車を使用している場合。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
- ③法令上、危険物取扱者の乗車が必要であるにもかかわらず、乗車していない場合
- ④利用対象者が、自動車の運行が極めて困難な場所（通行禁止道路・季節的閉鎖道路・工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路・未除雪道路・未整地地域・海浜・河川敷等）、またはサービスの提供が不適切と判断される場所（自然保護・環境保全等の見地から、主務大臣等が通行禁止を指定した地域等）において借用自動車を使用している場合

- (3) 第6条〔サービスの提供条件と内容〕にかかわらず、サービス提供者は、次の①から⑬のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を行いません。
- ①利用対象者が、サービスの利用に際して、第8条〔利用対象者の義務〕(1)に違反し事前にあんしんサポートセンターに連絡を行わなかった場合、または第8条〔利用対象者の義務〕(2)から(7)に違反した場合
  - ②利用対象者、利用対象者から依頼を受けた方、またはそれらに準ずる方のいずれかがサービス提供時に立会できない場合
  - ③利用対象者がサービス提供者の指示に従わない場合
  - ④サービス提供者が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用であると判断した場合
  - ⑤サービス提供者またはサービス実施者が次のア. からエ. のいずれかと判断した場合
    - ア. 地域、気象、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第1項に規定する感染症をいいます。）の流行、道路事情または天災等によりサービス提供が困難と判断した場合
    - イ. 借用自動車に後付けパーツまたは工作装置等が装備または装着されている等の理由により、技術的にサービス提供が困難と判断した場合
    - ウ. サービスの内容、趣旨等に照らしてサービス提供が不適切であると判断した場合
    - エ. 借用自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等（以下「特殊積載物等」といいます。）が積載されている等の理由により、サービス提供が困難であると判断した場合
  - ⑥サービス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、その第三者の承諾が得られないとき
  - ⑦このサービスを提供することにより、違法な運転または道路交通の安全もしくは第三者を害する危険性のある運転をされるおそれがある場合
  - ⑧バッテリーの交換・充電、自動車の充電、ガソリン・軽油以外の燃料の補充、パンクしたタイヤの修理、タイヤパンク以外の原因によるスペアタイヤ交換またはチェーン脱着を行う場合
  - ⑨ドアの開錠において、次のア. からウ. の場合
    - ア. 車種・年式等によりサービス実施者が開錠できない場合
    - イ. トランクルームの開錠の場合
    - ウ. セキュリティ装置（イモビライザー等）付き車両の開錠の場合
  - ⑩スタックによる引き上げ、引き出しまたは引き降ろし等の脱出作業を行う場合
  - ⑪ローダウン車またはエアロパーツ付き車両のスペアタイヤ交換を行う場合
  - ⑫記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注）を使用している場合  
（注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
  - ⑬記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を使用している場合

#### 第8条〔利用対象者の義務〕

- (1) 利用対象者は、サービスを利用する場合には、事前にあんしんサポートセンターに連絡を行わなければなりません。利用対象者があんしんサポートセンターに連絡する以前に自ラッカー・修理業者等を手配しているときは、第6条〔サービスの提供条件と内容〕に定めるサービスは提供せず、また、一切の費用を支払いません（注）。
- (2) 利用対象者のあんしんサポートセンターへのサービス利用のお申し出をもって、運搬・搬

- 送費用特約の保険金の請求意思があったものとします。
- (3) 利用対象者は、サービスの提供を受ける場合、サービス提供者およびサービス実施者の要請に対し、必要な協力を行わなければなりません。
  - (4) 利用対象者は、第9条〔利用対象者等の費用負担〕の規定により負担すべき費用に対しては、その料金等を支払わなければなりません。この場合において、サービス提供者は第9条(2)の費用については、同項の規定に従い請求を行うものとします。
  - (5) 利用対象者は、警察に届出が必要な事故に関しては、警察に届出を行い、サービスの実施について警察の許可を得なければなりません。
  - (6) 利用対象者は、サービス提供者またはサービス実施者の判断により、保険証券、運転免許証、自動車検査証その他本人確認資料等の提示を求められたときは、それらを提示しなければなりません。
  - (7) 利用対象者は、サービス提供時において借用自動車に特殊積載物等が積載されている場合、サービス提供者およびサービス実施者にその旨を事前通知しなければなりません。また、サービス提供時において特殊積載物等が積載されていることにより、当社、サービス提供者またはサービス実施者に損害が発生した場合は利用対象者はこれを賠償するものとします。
- (注) サービスの提供ができない場合であっても、運搬・搬送費用特約の対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

#### 第9条〔利用対象者等の費用負担〕

- (1) 第6条〔サービスの提供条件と内容〕にかかわらず、各種部品代、消耗品代、キー作製代および燃料代(ガス欠で無料サービスの対象となる場合のガソリンまたは軽油最大10リットル分を除きます。)は有料とし、利用対象者が現地で精算するものとします。
- (2) 第6条〔サービスの提供条件と内容〕にかかわらず、次の①から⑩は有料とし、利用対象者が、サービス提供者の請求に基づきサービス提供者に後日支払うものとします。
  - ①第6条〔サービスの提供条件と内容〕のレッカー現場急行サポートに定める限度額を超える費用
  - ②応急作業が30分を超過した場合の作業延長料金
  - ③修理工場までのレッカー牽引・搬送後に、利用対象者の都合により再度牽引・搬送した場合のすべての料金
  - ④ローダウン車またはエアロパーツ付き車両の応急作業を行った場合のエアロパーツ取り外し等の作業料金
  - ⑤バッテリー上がりまたはガス欠による利用で、過去1年間に利用実績のある場合のすべての料金
  - ⑥タイヤパンク時の2本目以降のスペアタイヤ交換の作業料金
  - ⑦利用対象者の都合により、サービス実施者が自力走行不能となった場所等で待機した場合の待機料金
  - ⑧利用対象者の都合により、サービス実施者が借用自動車を保管した場合の車両保管料金
  - ⑨応急作業にあたり、立体駐車場、地下駐車場または狭路等において、借用自動車の手押しまたは人員追加等の特殊作業が発生した場合の特殊作業料金
  - ⑩上記①から⑨の他、第6条〔サービスの提供条件と内容〕に定める内容を超過して、サービス提供者の判断により作業・修理等を行った場合のその作業・修理等の料金
- (3) 第6条〔サービスの提供条件と内容〕にかかわらず、第11条〔GPSによる通知の特則〕の規定に基づいてサービス提供者に通知した場合の電話機の購入費用、通話料金、位置情報の発信にかかるパケット通信料金等の費用は有料とします。
- (4) サービス提供後、サービスの利用対象ではないことが判明した場合、サービス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

## 第 10 条 [JAF 会員の特則]

利用対象者が JAF 会員で、レッカー現場急行サポートまたはクイック修理サービスの提供を受ける場合には、JAF を優先手配します。なお、次の①から④に定める条件をすべて満たし、この規約により提供するクイック修理サービスの範囲を超え、有料となる費用が発生した場合は、JAF 会員優遇サービスとして保険期間中 1 回に限り 4,000 円を限度に費用が無料となります。ただし、過去 1 年間に JAF 会員優遇サービスの利用実績がある場合は対象となりません。

- ①利用対象者があんしんサポートセンターに連絡し、サービス提供者が JAF に手配を行っていること
- ②利用対象者が JAF 会員であり、利用時に JAF 会員証を携帯していること
- ③トラブルの内容がこの規約により提供するクイック修理サービスの対象であること
- ④JAF にて対応可能な車種、サービス内容であること

## 第 11 条 [GPS による通知の特則]

利用対象者は、次の①から③に定める条件をすべて満たしている場合は、携帯電話機に搭載された GPS 機能を使って、自力走行不能となった場所の位置情報をサービス提供者に通知することができます。ただし、携帯電話事業者の回線障害、GPS 衛星の障害、電波状況等により位置情報が取得できない場合、誤差が発生した場合、または位置情報の取得に時間を要する場合は、音声通話によって位置情報を通知するものとします。

- ①利用対象者が使用する携帯電話機が、サービス提供者が提携する携帯電話事業者の回線を利用するものであって、GPS 機能を搭載していること
- ②利用対象者が、サービス提供者への位置情報の提供に同意していること
- ③利用対象者が、専用画面のガイダンスにそって位置情報を送信すること

## 第 12 条 [サービス提供時の責任]

- (1) このサービスは、サービス提供者の取次ぎまたは手配により、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したサービスに起因する車両損傷、人身事故、積荷破損その他損害等については、当社およびサービス提供者はその責任を負わないものとします。また、サービス提供者が提供した施設等の情報は、利用者が事前に施設等への確認を行い、利用者の責任において利用するものとします。
- (2) 車体の形状や損傷状態等により、作業またはレッカー牽引・搬送時に借用自動車に損傷を与えるおそれがある場合は、利用対象者から事前にサービス実施者が責任を負わない旨の書面による同意をいただく場合があります。
- (3) サービス提供およびサービス提供後の車両の修理、整備および保管等については、利用対象者とサービス実施者、受け入れ工場等との間の契約であり、その契約に起因する車両損傷、人身事故、積荷破損その他損害等については、当社およびサービス提供者はその責任を負わないものとします。
- (4) サービス提供時において借用自動車に特殊積載物等が積載されていることに起因する車両損傷、人身事故、積荷破損その他損害等については、当社、サービス提供者およびサービス実施者はその責任を負わないものとします。
- (5) サービスの提供を行わない場合、またはサービスの提供が遅延した場合であっても、当社、サービス提供者およびサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することはありません。

## 第 13 条 [サービスの提供期間等]

ロードアシスタンスサービスは、保険証券記載の保険期間内に発生した事故、故障または車両のトラブルに対して提供します。

#### 第 14 条 [代位]

- (1) 当社およびサービス提供者は、サービスの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したサービスに対する費用を上限とし、かつ、利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得するものとします。
- (2) 当社およびサービス提供者は、借用自動車の故障によりサービスを提供した場合であって、その原因が、自動車製造業者の無償修理等の対象であったときは、サービス提供にかかった費用を自動車製造業者等に請求する場合があります。

#### 第 15 条 [個人情報の取扱い等]

- (1) 利用対象者は、保険証券の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、サービス提供者に登録されることに同意するものとします。
- (2) サービス提供者は、保険証券の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報を当社およびサービス実施者に開示できるものとします。
- (3) 当社およびサービス提供者は、サービス提供者が取得した個人情報を保険契約の審査、引受および履行（保険事故の調査、適正な保険金支払い等を含みます。）等に利用することがあります。
- (4) サービス提供者は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

#### 第 16 条 [訴訟の提起および準拠法]

- (1) この規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を合意管轄裁判所とします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

附則 この規約は令和元年5月1日現在のものです。